

平成30年第4回ニセコ町議会定例会 第1号

平成30年6月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める陳情
(ニセコ町農民同盟 委員長 大田 和広)
- 6 報告第 1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 7 報告第 2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 8 報告第 3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 9 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 10 報告第 5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 11 報告第 6号 平成29年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 12 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 13 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 14 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 15 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 16 承認第 5号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 17 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 18 議案第 1号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
- 19 議案第 2号 請負契約の締結について
(ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事(建築主体工事))
- 20 議案第 3号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)
- 21 議案第 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
(提案理由の説明)
- 22 議案第 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について

(提案理由の説明)

23 議案第 6号 町税条例等の一部を改正する条例

(提案理由の説明)

24 議案第 7号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(提案理由の説明)

25 議案第 8号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

○出席議員(10名)

1番 木下裕三	2番 浜本和彦
3番 青羽雄士	4番 斉藤うめ子
5番 竹内正貴	6番 三谷典久
7番 篠原正男	8番 新井正治
9番 猪狩一郎	10番 高橋守

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	千葉敬貴
総務課長	阿部信幸
総務課参事	黒瀧敏雄
企画環境課長	山本契太
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	横山俊幸
保健福祉課長	折内光洋
農政課長	福村一広
農業委員会事務局長	
国営農地再編推進室長	藤田明彦
商工観光課長	前原功治
建設課長	高瀬達矢
上下水道課長	石山康行
総務係長	桜井幸則
財政係長	馬渕淳
代表監査委員	小松弘幸

教	育	長	菊	地	博
学	校	教	加	藤	孝
町	民	学	佐	藤	樹
学	校	給	高	田	二
幼	児	セ	酒	井	子
		ン			
		タ			
		ー			
		長			

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、新井正治君、9番、猪狩一郎君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの7日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬渕淳君、監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 守君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第4回ニセコ町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

平成30年6月14日提出ということで、行政報告書1枚目をめくっていただきたいと思います。まず、総務課の関係であります。G20サミット観光大臣会合についてということで、2019年、日本が議長国となるG20サミット、これに係る観光大臣会合が本年2月に倶知安町において行うことが決定されております。この首脳会合は、6月28日から29日の日程で大阪市で開催されるものでありまして、観光大臣の部分において倶知安町で開催されるということで決定ということでもあります。詳細についてはまだ決まっていないということではありますが、倶知安町の依頼に応じて協力できることについては、本町としても行っていきたいというふうに考えております。なお、最新の情報であります。来年秋の開催となる可能性が高いというふうに聞いております。

次、その下、2として札幌オリンピック・パラリンピック誘致活動研修会ということで、後志町村議長会のご尽力によりまして4月12日、東京において鈴木俊一担当大臣、それから橋本聖子先生の講演含めて開催をしているところであります。

その下、4としてニセコ町役場新庁舎建設についてということで、記載のとおり検討委員会等を開催しているところであります。本年実施設計ということで、できるだけ熟度を高めて、町民に愛される庁舎づくりを目指してまいりたいと考えております。

その下、5として泊原子力発電所の安全対策及び北海道電力の事業運営に関する報告ということで、4月18日から記載のとおり2ページ目にわたって北海道電力の担当者等の説明を受けております。

また、6として北海道総務部の危機管理監が来ていただきまして、状況説明等を受けております。規制委員会等を含めて現在のところ大きな動きとはなっていないというような状況であります。

一番下に空間放射線の測定状況、記載のとおりとなっております。

次、3ページ目めくっていただきまして、8として停電の発生状況ということで、5月18日に停電があり、記載のとおり周知を行ったところであります。

以下、その下、陸上自衛隊の記念事業について出席しております。

また、11番目として人事評価の実施ということで、平成29年度人事評価の実施結果、記載のとおりとなっております。

その下、12として職員の採用ということで、5名の職員を4月1日付、あるいは5月1日付でそれぞれ記載のとおり採用しております。

次、4ページ目ではありますが、企画環境課の関係であります。1として、北海道新幹線及び高速

道路の建設促進ということで、5月22日、小樽において総会が開催されております。

その下、2として北海道新幹線倶知安駅工事による在来線倶知安駅の移設に伴う列車ダイヤの影響について5月18日、JR北海道から説明を受けております。以下、要約して主な点記載しております。新幹線倶知安駅の高架化にかかわりまして、現倶知安駅のホーム等の移設が必要となっていること、これらのことにより倶知安駅で上り列車と下り列車の行き違いができない構造となるため列車ダイヤの変更が必要になること、平成30年春のダイヤ改正をもとに想定しているところによりますと現行本数は現行維持が可能であること、長万部小樽間については5分程度の変更があること、それから現在倶知安駅で直通運転をしているものにつきましては、この記載のものにつきまして倶知安駅で乗りかえとなるということでありまして、この移設工事は、平成31年度からでありまして、ダイヤへの影響は平成33年度からの予定ということで説明を受けたところでございます。本町としては、できる限り住民の皆さん、あるいは観光客の皆さんが不便がないようこれらの要請を行ったところでございます。

5ページ目としまして、一番上、3として後志総合開発期成会定期総会以下、小樽後志、それから道内要望、中央要望、記載のとおりとなっております。特に中央要望につきましては、本町が文教厚生部会長の役を引き受けておりまして、本町職員も随行して要請活動を行ったところでございます。

その下段、4として土地開発公社理事会、5月23日に開催されております。

また、その下、5として尻別川連絡協議会の総会が5月8日に開催をされております。

次、6ページ目ではありますが、国際交流事業の実施状況ということで、国際交流員の委嘱ということで、記載のとおり新たに中国から梅冠男さんにお越しいただいて、それぞれ国際交流事業を行っていただいているところであります。以下、その下、国際交流活動についてそれぞれ記載しております。一番下の(5)としてJICAの視察の受け入れ、これは毎年行っているものでありますが、記載のとおりとなっております。

次、7ページ目をめくっていただきまして、ようてい西いぶり地域広域連携会議、記載のとおり進められております。

また、8から10までそれぞれ首長関係の研究会が行われ、国の職員等との意見交換をしているところであります。一番下の10として日本風景街道自治体連絡会というふうに書いてございますが、これは北海道ではシーニックバイウエイというような言い方でされているものでありまして、今全国的に展開を広く国土交通省においてしている事業であります。この中で、これの役員に私もなっておりますので、北海道においては主要国道の路面に穴ぼこや亀裂がたくさんあり、救急車が法定速度で走行できないほどひどい状況であるという旨の訴えをさせていただき、道路補修維持予算、これらの増額について要請を行っているところであります。

次、8ページ目ではありますが、11として地域公共交通確保維持改善事業ということで、デマンドバスの状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、9ページ目ではありますが、ふるさとづくり寄附金の状況、上段のほうの表で29年度までの受け入れ、あるいは活動状況、それから平成30年度からの寄附状況、記載のとおり記載をさせていた

だいているところでもあります。

以下、10ページ目ではありますが、15として行政視察の受け入れ状況ということで、平成29年度累計852名、33団体の視察受け入れを行ったところでもあります。

その下、16として地熱開発理解促進関連事業ということで、5月14日、第1回ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会を開催したところでもあります。この中で協議会の取り組み経過、樹木の伐採状況、損傷状況について説明を受けたというような状況であります。

その下、17番目として後志地域省エネ・新エネ導入推進会議が5月8日、後志総合振興局において開催をされております。

次、11ページ目をめくっていただきまして、18として第25回環境審議会、記載のとおり開催されております。

また、その下、19として新庁舎公共施設の環境負荷低減に向けた打ち合わせということで、一般社団法人クラブヴォーバン、これは省エネ建築等の専門家集団ではありますが、これらの現在指導を受けながら、よりよい庁舎づくり、環境の視点も生かした中で取り組むということで打ち合わせをさせていただいたところがございます。

11ページ目の一番下ではありますが、22として平成29年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の成果報告会、タイトルが「ニセコ町はエネルギーシフトできるのか」というようなタイトルで、3月12日、田中信一郎さん、この方は長野県庁で知事の特命を受けて環境対策を实践された大変有能な方ではありますが、その方に講演をいただき、12ページ目の上段にあります。次の日の午前中には職員研修の一環として、また政策力アップ研修というのをご講演いただいたところでもあります。

次、12ページ目の中段ですが、24としてエネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関するまちづくりトークが記載のとおり3月29日、5月31日、住民の皆さんのお力によって開催をしているところでもあります。町長と教育長も出させていただいており、これまでのいろんな議論がありました教育の自由と独立を守ることについて意見交換をさせていただいております。町としては、教育委員会と連携しながら、引き続き教育の独立、そういうものについてはしっかり守っていききたいという趣旨のお話をさせていただいたところがございます。

その後段、25として平成30年度ニセコ町エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の応募についての状況を記載させていただいているところでもあります。環境モデル都市として新庁舎、公共施設の自立分散型エネルギー導入の検討、駅前周辺エリアの熱ポテンシャル調査と熱供給システムの検討、第2次環境モデル都市のアクションプランの策定、検討、エネルギー診断や再エネ等の勉強会、成果報告会を行うということで計画をし、現在取り進めているところでもあります。それぞれ日程のとおり業務を行ってきているところがございます。一応この事業につきましては、平成31年2月28日業務完了予定ということで、さまざまな皆さんのお力を得ながら事業遂行してまいりたいと考えております。

次に、13ページ目ではありますが、上段、26としてニセコ町水資源保全審議会が5月28日開催されているところでもあります。

その下、27として役場庁舎等10施設の新電力導入について、それぞれ二酸化炭素排出量の削減等、

記載のとおりとなっております。

その下、28として地熱資源開発調査における国定公園内の樹木伐採状況についてということで、平成29年の6月から7月にかけて、ニセコアンヌプリ地区を中心とした国定公園内などで日本重化学工業株式会社、三井石油開発株式会社が地熱資源ポテンシャル調査を目的とした電磁探査、これは主に3日間程度測定器を設置し、地面にはわせた長さ50メートルのケーブルを2方向に延ばして、磁場センサーと電極コイルを深さ一、二メートルに埋設するような調査であります。この実施に際し、国定公園内の伐採が禁じられているハイマツ等の樹木を無許可で伐採した等の事案についてこれまで国の各関係機関等、あるいは地元ニセコ町、蘭越町とで対応した経過につきましてそれぞれJOGMEC等の嚴重注意等の処分等を含めて、そこに記載のとおりとなっております。14ページ目に平成30年度におきましての動きとして記載のとおりとなっております。4月17日、北海道森林管理局より日重に対して指名停止通知ということで、ニセコ町は前年度に行っておりますが、4月20日に蘭越町から日重に対して嚴重注意があったと。それぞれ5月14日に謝罪と報告を受け、これについて協議会を開催していると。5月18日には経済産業省よりそれぞれ担当する事業者4社に対して5カ月の指名停止通知があったと。これらを受けて、6月13日、蘭越町長と私が町内のそれぞれの2カ所ずつ、合計4カ所の現地調査をさせていただいたところであり。今後ともこれらの処分はきちっと処分として進めていただくとともに、地熱によって環境負荷の低減を図っていくというのはまちづくりにとって大変重要でありますので、引き続き国の関係機関とも調整しながら、両町として連携して地熱調査が今後適正に行われるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

その下、29として第170回まちづくり町民講座を3月14日、慶応大学の若新先生をお招きして進めたところであり。大変ユニークな活動、まちづくりに貢献している活動があつて、参考になるお話をいただきました。

その下、30として地域おこし協力隊事業の活動状況ということで、本年4月に3年目の隊員5人、2年目隊員1人、それから新隊員1人、5月に新隊員4人を委嘱し、各事業所等で活動しております。隊員名及び配属先につきましては、その下記載の表のとおりとなっております。

次に、15ページ目ですが、31、集落支援員の活動状況ということで記載のとおりとなっておりますが、本年4月に継続6人、新規1名、6月に新規1名を委嘱し、それぞれ活動しているということで、氏名につきましては記載のとおりとなっております。国としては、この地域おこし協力隊を含めて、さらに増強して地域の活性化を図るという方針が出ておりますので、本町としてもできる限り地域の活性化に資する形での増員も今後検討してまいりたいと、このように考えております。

32、平成30年度ニセコ町地域おこし協力隊員、集落支援員激励会を5月22日、記載のとおり開催をしております。

次に、33ですが、ローカルスマート交通構築事業ということで、町内における公共交通を最適化することを目的に地方創生推進交付金を活用して、平成28年から30年までの3カ年事業としてローカルスマート交通構築事業に取り組んできているところであり。平成28年は、町内の現

状と課題の把握、先進事例の調査、課題解決に向けた対策等の取りまとめを行ってきており、平成29年度は施策案の絞り込みと具体化に向け、町民及び観光客へのアンケート調査を行ったほか、デマンドバスの混雑緩和検証に向け、町内スキーバスの実証運行を行っております。平成30年度は、過去2年間の事業結果から自家用車を活用した無償の相乗り交通システムの実証試験と冬期間の町内スキーバスの実証運行を継続実施する予定となっております。

次に、16ページ目ではありますが、4月20日にローカルスマート交通構築事業に関する報告、意見交換を北海道運輸局において記載のとおり行っているところでもあります。

その下、35としてニセコ中央倉庫群指定管理状況についてそれぞれ4月、5月分を記載のとおり記載させていただいております。

36としてニセコ中央倉庫群連絡会議の設置及び開催についてということで、5月19日、それぞれ記載のとおり開催をしているところがございます。

次、17ページ目、SDGsについてということで、SDGsにつきましてはサステナブル・ディベロップメント・ゴールズというものの略ではありますが、持続可能な開発目標、あるいは持続可能な成長目標という言い方をされておりますが、2015年9月に国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと全会一致で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ、行動計画というものでございますが、これは日本政府も、あるいは日本の経済界含めて積極的に取り組んでいくということになっておりまして、持続可能な世界を実現するため17の目標を掲げ、貧困や不平等の撲滅、地球上の誰ひとりとして取り残さない社会の実現を目指すというものであります。持続可能社会という面では、私どもが進めてきたニセコ町の住民自治、まちづくり基本条例と合致することがまことに多く、これらを踏まえて、さらにこのSDGsというものを町の根幹に据えながら相互扶助のまちづくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

次、18ページ目ではありますが、税務課の関係であります。町税の収納状況であります。29年度の状況ということで、現年度分につきましては本年99.62%、あるいは滞納分におきましても50.22ということで、全体で99.14%の収納率ということで、国保税におきましても94.64ということで、相当現場の職員が努力しての成果ということで、職員にも、あるいはご協力いただいた町民の皆さんにも感謝を申し上げたいというふうに考えております。

次に、19ページ目ではありますが、町民生活課の関係であります。平成29年度ニセコ町民センターの利用状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

また、2として住民基本台帳ネットワークの運用状況、マイナンバーカードの交付ということで、記載のとおりとなっております。総務省としては、今後各種乗り物についてもマイナンバーを利用するでありますとか、社会的に動いているものをできるだけマイナンバーに取り込んでいきたいというような方針があるということで総務省から説明を受けているところでもあります。

次、3として一般廃棄物の処理状況ということで、ごみの状況、それから一般廃棄物最終処分場の利用状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、20ページ目ではありますが、4として羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会が5月8日、倶知安町で開催されております。この羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会の中で私どもニセコ町

が先行して倶知安の民間委託をしている件につきましては、今後羊蹄山麓の各町村もこういった方向に足並みをそろえていきたいという話が出ておりました。

次、その下、5として春のクリーン作戦の実施ということで、関係事業者、団体、あるいは地域の皆様のご協力を得て、春のクリーン作戦、4月27日に開催をしたところであります。

その下、6として行政推進員会議を4月25日、ニセコ町民センターで開催をし、「もっと知りたいことしの仕事」を中心として説明をさせていただいたところであります。

その下、7として交通安全運動の推進についてということで、ニセコ町交通安全指導員会の総会ですとか、あるいは交通安全運動、交通安全教室、21ページにわたって記載のとおりとなっております。今後とも交通安全推進委員会、あるいは交通安全協会のご尽力のもと交通安全運動を進めてまいりたいと考えております。

8として、中ほど、防犯対策についてということでニセコ町防犯協会の総会、あるいは倶知安地区暴力追放運動推進協議会の総会が記載のとおり開催されております。

その下、9として食品衛生についてということで、倶知安地方食品衛生協会の総会等が記載のとおり行われております。

次、22ページ目ではありますが、10としてニセコ町廃棄物対策検討委員会が5月21日開催されております。

また、その下、ニセコ町衛生組合連合会の総会も5月に開催されているところでもあります。

以下、人権擁護委員協議会の関係、12として、5月22日、倶知安町で開催されているほか、行政相談あるいは無料法律相談の開催等、記載のとおりとなっております。

その下、15として狂犬病予防注射の実施状況、記載のとおりとなっております。

次、23ページ目をおめぐりいただきまして、保健福祉課の関係であります。1としてニセコ町福祉有償運送等の運営協議会、記載のとおり3月に開催をしたところでございます。

中ほどに3としてニセコハイツ等の入居状況ということで、それぞれ満床といえますか、ご利用いただいている状況を記載しております。

4として社会福祉委員、民生委員会を5月11日に開催したところでございます。

次、5としてニセコこども館の利用状況、5月1日現在であります。ニセコ小学校64名、近藤小学校4名、合計68名の皆さんにご利用いただいている状況であります。

その下、6としてエキノコックス症予防、駆除対策ということで、ベイト散布ボランティア打ち合わせ、5月9日に始まりまして、以下24ページの上段に記載のとおり、ベイトの散布ということで、町民の皆さんの大変なご尽力、ボランティアによってこの事業が円滑に進んでおりますことに感謝を申し上げたいと思います。

次に、8として任意予防接種助成事業に係る受診状況、平成29年度実績、それぞれ季節性インフルエンザ予防接種から記載のとおりとなっております。

後段、12として各種健診等の実施状況、乳幼児健診から24ページ、それから25ページの中段までこういった健診活動をそれぞれ記載のとおり書かせていただいています。

また、後段、13として本年度からスタートした産後ケア相談事業について、4月ケア事業利用者

延べ8名ということで実施がスタートしているというような状況でございます。

その下、14として地域包括支援センターの運営状況、総合相談、29年度においては介護相談件数109件、関係機関との連絡調整件数391件、訪問件数873件というようなことで、以下30年度についてもその下記載のとおりとなっております。

次、26ページ目ではありますが、(2)として地域ケア会議、サービス調整ということで、29年度、地域ケア会議あるいはデイサービスケース検討会もそれぞれ記載のとおり開催させていただいたところであります。

また、(3)として認知症初期集中支援事業ということで、認知症の初期集中支援チーム会議などを含めて記載のとおり開催したところであります。

その下、(4)で介護予防事業ということで、記載のとおり元気づくりモデル地区支援事業から始まりまして、リハビリ訪問等29年度のそれぞれ実績を記載してございます。

次、27ページ目をおめくりいただきまして、上段、(5)、家族介護支援事業ということで、29年度の家族介護事業、それからスタートした30年について記載のとおりとなっております。

中ほど、(6)、介護予防プランの作成ということで、介護予防支援で利用者数48名、作成件数388件ということで、以下介護予防のケアマネジメントの状況についても記載のとおりとなっております。

その下、一番最後が(7)、救急情報キットの配付状況ということで、それぞれひとり暮らしの高齢者等に配付させていただいている状況について記載のとおりとなっております。

次、28ページであります。1として、農業振興会議の開催ということで3月29日、ニセコ町民センターにおいて開催をさせていただいたところであります。

その下、2としてニセコ町地域農業再生協議会通常総会を4月27日に開催しております。

3として、第1回ニセコ町6次産業化・地産地消等推進協議会を3月23日、町民センターにおいて開催をしているところがございます。

また、4として平成30年度経営体育成事業採択の内報ということで、対象経営体1件ですが、記載のとおり内報があったということであります。

次、5番目ではありますが、ニセコ町農業担い手協議会の開催ということで、書面会議ですが、3月22日、記載のとおりとなっております。

その下、6として大吟醸ニセコ蔵人衆販売促進会の開催ということで、5月10日、記載のとおり開催をしております。

次、29ページ目をおめくりいただきまして、上段の8として家畜自主防疫対策会議が4月23日、JAようていのニセコ支店の会議室で行われております。

次、9として有害鳥獣対策協議会、4月23日開催をしているところでありまして、有害鳥獣の被害が累増している状況でありますので、引き続き猟友会の皆さん等のご尽力を得ながら、適正な対応をしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

その下、10としてニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっております。今後ニセコ町堆肥センターの今後の設備投資のあり方について検討の熟度を上げてまいりたいと、このよう

に考えております。

11番目、その下であります。平成30年度農山漁村振興交付金の採択ということで内示がありましたので、ご報告させていただきます。ニセコ町農観連携の協議会ということで、記載のとおり内報があったということでもあります。

その下、12番目として明暗渠掘削特別対策事業の実施状況ということで、それぞれ明暗渠掘削に対して支援をしている事業の内容につきまして記載のとおりとなっております。

次、30ページ目であります。国営農地再編推進室の状況であります。1として、国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区の推進ということで、促進期成会の総会が4月10日に開催され、また4月の16から26日にかけて各地区推進委員会、全町8地区で開催をしております。

その下、2として北海道土地改良事業団体連合会後志支部理事会、5月23日開催されており、またその下で北海道土地改良事業団体連合会の農業農村整備推進委員会が札幌で開催しております。出席をして農地予算等の確保について要望を行ってきたところであります。

次、31ページ目おめくりいただきまして、商工観光課の関係であります。平成29年度観光入り込み客調査結果ということで、28年度、29年度、それぞれ比較を出ささせていただいているところであります。数字的には横ばいの状況というようなことであります。それから、29年度ニセコ町外国人宿泊者数をその下の表として記載をしています。通常インバウンドと言われる海外からの皆さんの宿泊については、引き続き増加していると、増加傾向が続いているというような状況で、外国人宿泊者数の上位10カ国についてその下の表のとおり記載をさせていただいたところでございます。

一番下、2としてニセコグリーンバイクプラスということで、実施状況について記載のとおりとなっております。

次、32ページ目、ニセコ観光圏協議会の活動であります。1として満足度調査及び事業報告会を5月22日開催をし、以下担当者会議でありますとか幹事会を開催しているところであります。また、4として平成30年度ニセコ観光圏協議会の総会等も記載のとおりとなっております。

その下、ニセコ観光局プロジェクト協議会総会もあわせて6月4日に開催しておりますが、この5月28日の総会の中で、3月30日付でニセコプロモーションボード、NPBと略して言われておりますが、ニセコプロモーションボードが日本版DMO、地域連携DMOとして観光庁に認定、登録された旨の報告がありまして、今後またDMOとして町としても連携をして進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

その下、5として株式会社ニセコリゾート観光協会取締役会が3月15日、それから5月31日、それぞれ開催をされております。

次のページをおめくりいただきまして、6として株式会社キラットニセコ取締役会、3月23日、5月24日、それぞれ開催をされております。

7として、平成29年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりとなっております。綺羅乃湯の皆さんの大変なご尽力によりまして、入館者は増加しているというような状況であります。

8として、後志観光連盟の幹事会、34ページ目におきまして理事会、総会がそれぞれ記載をされ

ているところであります。

その中ほど、10としてニセコ山系観光連絡協議会総会が5月28日、記載のとおり開催をされております。

11として、ニセコプロモーションボードの定時社員総会が5月31日、倶知安町で開催をされております。

また、その下、12として第7回東京ニセコ会の総会が5月13日、東京都で開催をされております。

13番目として、ニセコ山開きが6月2日、ニセコ温泉郷のニセコ神社で開催をされているところであります。

次、35ページ目をめくっていただきまして、上段、16として外国人の保健利用確保に関する会議が3月22日、倶知安保健所において開催をされ、医療機関等における外国人観光客や従業員の保健であるとか、あるいは医療の課題について意見交換がなされております。

17番目として、商工業の振興ということで、ポイントカード、いわゆる綺羅カードによる消費振興策の取り組みについて取り組み内容、取り組み実績について記載のとおりというふうになっております。引き続きキッズカードについては、大変効果があるというふうに考えておりますので、支援をしてまいりたいと考えております。(2)、起業者等の支援事業、これにつきましても平成26年度、これまでの実績から現在までの状況、記載のとおりとなっております。

次、その下、一番最後であります、18として平成30年度ニセコ町商工会総会が5月15日に開催をされております。ニセコ町商工会におきましては、昭和37年、狩太町商工会として設立以来4月1日現在183会員、事業所となっております、設立後最大の加入者数というふうになっており、今後も加入者数の増強に連携をしながら努めてまいりたいというふうに考えております。

次、36ページ目、一番上段であります、19としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況についてということで、消費生活窓口の活動状況、あるいは会議について記載のとおりとなっております。今後成人年齢が引き下げられるということもあり、これらの消費相談窓口の活動というのはさらに重要性を帯びてくるものというふうに考えております。

中ほど、20として羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会総会が倶知安町で記載のとおり開催をされております。

次、37ページ目であります、建設課の関係であります。1として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会が記載のとおり5月23日開催されております。

また、2として第12回ニセコ町都市計画審議会が同じく5月23日、役場にて開催をされております。建築物の認定申請状況、その下に書かれておりますが、認定件数26件ということになっております。

3として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況について、3月から5月についての件数、届け出件数は2件ということで、全体で5.5ヘクタール、海外資本についてはゼロということの記載であります。

その下、4として景観条例に基づく協議状況について、平成29年4月から平成30年3月まで、開発事業が16件、屋外広告物5件について協議がなされております。

次に、その下、5としてニセコヘリポートの活用状況ということで記載をさせていただいております。ニセコヘリポートは、6月30日付で公共としての供用を廃止し、7月1日からは防災ヘリなどが利用できるよう場外離着陸場として活用する予定となっております。今般加森観光株式会社より当該会社が所有しているヘリコプターの格納庫をニセコ町に建設したい旨の申し出がありました。協議の結果、格納庫建設用地として保有していた、用地としたいという希望があった部分については土地を貸し付けし、管理棟及び油脂庫についても条件つきで賃貸契約をする方向で調整をしまいたいというふうに考えています。

次、38ページ目ではありますが、上下水道課の関係であります。1として、曾我地区第1配水管漏水事故が4月24日午前11時にありまして、配水管の亀裂が小さく、断水せずに修理を行ったということで、被害は発生しておりません。

また、2として近藤地区配水管漏水事故、これが5月10日の午前10時に発生し、断水の影響を受けた世帯というのは53件ほどありますが、別荘が多い地区で、日中のこともあり、断水時の在宅件数は22戸ということであり、ポリタンクによる配付は3戸というような状況となっております。

次、39ページ目をおめぐりいただきまして、3として曾我地区第1配水管破裂事故ということで5月15日午前3時50分事故がありまして、配水管の修理作業等水をとめました。配水管がループ管となっているため各戸の断水はなく、被害状況はなしということで終了することができたということでございます。

次、40ページ目ではありますが、農業委員会の関係であります。1として、農業労務賃金協定協議会が3月29日、平成30年度農業労務賃金の決定ということで、田の作業につきましては日額7,200円、畑の作業につきましては日額7,200円ということでそれぞれ決定をしております。

2として、山麓地区農業委員会総会が4月5日に記載のとおり開催されております。

また、その下、4としてニセコ町グリーンパートナー推進協議会総会が5月18日、役場で開催をしております。

その下、5として北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会の参加ということで、農業委員会長と事務局長がそれぞれ記載のとおり参加をしております。

次、41ページ目、消防組合ニセコ支署の関係でございます。消防記念日の訓練ということで、3月5日、中央地区、ニセコ町民センター等で放水訓練等を行われております。

2として、自治体消防70周年記念式典、3月7日、東京都で開催されており、矢橋団長さんが出席をされております。

その下、3として山岳救助隊発隊式が4月10日、倶知安町の消防本部で行われました。近年山岳救助件数が増加をしているということで、独自に羊蹄山ろく消防において山岳救助隊を発隊するというので、大変喜ばしいことではないかということで、できるだけ訓練を積んでいただきながら、こういった未然防止も含めて訓練をお願いしたいなというふうに考えております。

4として、婦人消防クラブの総会が4月13日開催されております。

また、5として春の火災予防運動パレードが4月20日、町内一円において消防団の皆さんのご尽力により開催をいただいているところであります。

6として、少年消防クラブ結成式が5月19日、ニセコ町民センターで開催されておりまして、今回は9名の皆さんが参加をいただいているということでもあります。

その下、7として災害出動等の状況ということで、給水作業、火災出動、山岳救助等、あるいは警戒出動等について記載のとおりとなっております。また、ずっとこれが42ページ、43ページまで続いておりまして、近年は車や作業機からの油漏れなどもありまして、危険物排除活動というのは主にこういった活動ということでもあります。また、いろんな警戒活動で出動する件数も累増しているというような状況であります。次、44ページ目まで行っていただきまして、18番目に火災出動、5月21日とありますが、これは農地のごみを焼いているの延焼可能性ということで出動したというような状況であります。19としてその他火災出動が記載のとおりとなっております、一番下、9としてニセコ救急の出動先別出場状況、3月から5月にかけて、記載のとおりそれぞれ消防隊員が活動しているというような状況でございます。

以下、建設工事、委託工事等の状況について記載のとおりとなっております。

以上で第4回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。どうぞこの定例会よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 次に、教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、私のほうから第4回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行います。

平成30年6月14日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として教育委員会の活動を記載しております。（1）、教育委員会議について、この間4回の会議を開催しておりますが、まず3月1日開催の第2回定例会におきまして報告事項3件、議案2件、その他説明、協議2件、記載の内容で開催しております。

3月27日開催の第3回臨時会におきましては、報告事項8件、議案7件について記載の内容で開催しております。主なものとして、報告事項では平成30年度の教頭及び一般教職員の人事異動など、議案では教育関係施設等の整備計画についてなど審議しております。

4月3日開催の第4回臨時会におきましては、3月の定例議会にて同意可決の上、任命されました萬谷政博氏の教育委員任命の報告及び議席の決定について等審議しております。

2ページに移りまして、5月17日開催の第5回定例会におきましては、報告事項として12件、議案9件、その他説明、協議4件、記載の内容で開催しております。年度初めの会議ということで、各種委員の委嘱、規則の一部改正、要保護及び準要保護児童生徒の認定等が主な内容となっております。

続いて、（2）、第1期学校訪問につきまして、年に2回行っております学校の定期訪問の第1回目として、5月17日、29日の2日に分けまして各学校及び幼児センターを教育委員、私教育長訪れ、今年度の学校経営方針の説明、意見交換、授業参観を内容として実施しております。また、訪問終了後、教育委員による総括を行いました。出された感想や意見につきましては、校長を通じて各学校に還元し、学校経営の推進の参考にしているところでございます。

次の（３）、（４）についてであります。５月９日に文部科学省訪問、翌10日、11日に全国町村教育長会総会及び研究大会に参加しております。文部科学省では、初等中等教育局の運営支援担当者を訪問し、本町のコミュニティ・スクールについて昨年度の実践内容を説明してまいりました。担当者からは、目標や取り組み内容について教職員、児童生徒、保護者や地域住民など当事者間の熟議やアンケートなどを通して作成したニセコ町CSアクションプランについて高く評価をいただき、プランに基づいた今後の取り組みについて具体的なアドバイスをいただいたところです。教育長会の総会、研究大会におきましては、記念講演のほか新潟県湯沢町、広島県府中町、熊本県御船町の教育長より実践発表がありました。御船町からの報告では、熊本地震の状況や学校復興の様子、ボランティアによる支援活動、県や県教委、町教委の取り組みについて発表されました。このような実践発表や全国各地の教育長との情報交換等を参考に、本町の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

続いて、３ページをお開きいただきまして、上段の（５）、後志町村教育委員会協議会及び後志公立文教施設整備促進期成会総会、それぞれ記載のとおり開催しております。

次に、大きな２の学校教育の推進についてです。（１）、学校運営につきまして町内各学校の卒業式及び入学式等について記載をしております。

４ページに移っていただきまして、⑤、交流体験としてニセコ小学校とインターナショナルスクールとの児童交流及び近藤小学校の田植え体験について記載しております。

続いて、⑥に小学校の春の遠足、ニセコ中学校の修学旅行及び見学旅行について、いずれも事故等なく無事に行われております。

次に、中ほどの⑦、外国語指導助手の採用について、この４月より高校で英語の授業をサポートするALTが交代し、アメリカよりイレイン・アップルゲイトさんが着任しております。イレイン先生は、ニセコ高校の英語指導助手のほか、幼児センターにおいて幼児と英語で触れ合う活動を担当しております。

続いて、⑧、会議、研修につきましては、５ページに進んでいただきまして、上段まで記載のとおりでございます。

次に、５ページの次の⑨、平成30年度全国学力・学習状況調査について、４月17日に小学校６年生、中学校３年生を対象に国語、算数、数学、理科を加えた３教科による学力調査及び質問紙調査を実施しております。調査実施後、各学校では国や道の結果公表を待たずにテスト後すぐに自校採点や結果分析などを行い、児童生徒の課題を把握するとともに、日ごろの指導改善につなげていく取り組みを進めているところです。なお、国の結果公表につきましては、例年よりも１カ月早い７月中の予定になっております。

（２）、平成31年度に使用する中学校用教科用図書の採択手続に係る第１回採択協議会の内容を記載しております。来年度は、中学校において道徳が教科となり、教科書を使用することになります。そのための教科書採択に係る協議会として、今後３回ほど予定されております。

次に、（３）、児童生徒の状況について記載をしております。①には、５月31日現在の児童生徒就学援助費の認定状況を記載しております。小学校、中学校合わせて32世帯51名となっており、昨

年比で1世帯3名減となっております。内訳等につきましては、記載のとおりでございます。

6ページに移りまして、②に各学校に在籍する児童生徒一覧表を記載しております。ニセコ小学校では、1年生48名が入学し、これで4つの学年において複数学級となっております。児童数が昨年に比べて18名の増加、近藤小では12名の1年生が入学、低学年のうち2年間は単式学級となります。全校児童数では、昨年に比べて10名増、ニセコ中は昨年に続き各学年1学級の97名、ニセコ高校は1年生が40名入学しましたので、全校生徒は11名増の83名となっております。

③には特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況を記載しております。今年度は、特別支援学級はニセコ小に4、近藤小に1、ニセコ中に3学級あり、在籍児童生徒数が合計で14名、教員につきましては道費負担の教員数が10名、これで昨年度と比べて学級では1増、児童生徒数は2名増、教員が1増となっております。

次に、(4)、学校保健関係につきまして、出席停止人数及び各種健康診断の実施状況について記載をしております。3月にニセコ中学校2年生においてインフルエンザによる学年閉鎖がありました。また、4月には幼児センターにおいて8名の幼児が溶連菌による出席停止となっております。

次に、7ページをお開きいただきまして、中ほどに(5)、ニセコスタイルの教育の実施状況につきまして、①にコミュニティ・スクール関係について記載をしております。3月に前年度最後の委員会を開催し、学校関係者評価の交流やCSアクションプランの確認など、1年間の総括を行っております。特にCSアクションプラン、これはこのようなリーフレットをつくりまして、この中にCSアクションプランという取り組み内容が書かれております。これは、町内各学校がコミュニティ・スクールとして学校、児童生徒、家庭、地域が共通の目標を持って、それぞれの役割を果たしていくための取り組み内容を一覧表にまとめたものです。昨年度に教職員や児童生徒による熟議、保護者アンケート、町民講座などを行って策定をまいりました。これにつきましては、町内全戸配布しております。また、ホームページ記載、各種場面での活用などを通して、当事者である教職員、子ども、保護者、地域、それぞれが日ごろから意識をして、できるところから取り組んでいくとともに、今年度におきましてはさらに重点事項についてはCS委員会でその取り組みを支援する予定となっております。5月24日に今年度の第1回のCS委員会を開催、さらには学校職員向けの研修会を実施しまして、その具体的な内容について協議をしているところです。

次に、8ページに移りまして、②として一貫教育の関係について記載をしております。現在一貫教育につきましては、英語教育とふるさと学習を軸に協議や実践を進めているところです。その関係の会議として、3月5日に道の有識者会議への出席、7日には前年度3回目の推進委員会を開催しております。英語教育につきましては、推進プランを策定し、本町としての英語教育の狙いや内容、子どもたちに身につけさせたい力などを明らかにしたところです。このプランに基づき充実を図ってまいります。また、6月1日には今年度の第1回推進委員会を開催し、記載の内容のとおり協議をいたしました。このようにコミュニティ・スクール、一貫教育ともに本町の教育や特徴を生かした推進を着実に図ってまいりたいと考えております。

続いて、9ページをお開きいただきまして、(6)、幼児センターの関係につきまして各種行事のほか、②として健康安全面でフッ化物洗口につきまして5歳児が13名、4歳児が19名の実施とな

っております。希望人数が年々ふえているところでありますが、4歳児は1カ月ほど水うがいで練習し、6月5日から本実施に入っております。始めたばかりということと人数が多いということで、3グループに分けて少人数で実施しております。

続いて、③、英語であそぼうの内容、④、入園状況について記載しております。入園児につきましては、4月当初より4名ふえまして、現在のところ151名が在籍数となっております。ゼロ歳児、1歳児は定員ちょうどの人数であります。また、3歳児は、初めての集団生活ということで2クラスに分けて、よりきめ細やかな保育に努めているところでございます。

次に、⑤、預かり保育の状況、10ページに移りまして子育て支援センターの関係等、記載のとおりでございます。

11ページまで進んでいただきまして、(7)、ニセコ高等学校関係につきまして、①に今年度の入学生徒の状況、②に寄宿舎の入寮状況を記載しております。今年度40名の入学ということで、出身校につきましてはこの表のとおりであります。次年度に向けて既に学校訪問等を始めており、今後も生徒確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、③、花、野菜苗販売会の状況、12ページに移りまして町内各所の植栽活動、⑤に校内意見発表大会、⑥、標語受賞につきまして、記載の内容のとおりでございます。

⑦に定体連後志地区大会の状況を12ページから13ページにかけて記載をしております。この大会で権利を得た競技が今週末に旭川及び岩見沢市で行われる全道大会に出場してまいります。各種目で全国大会出場の期待が持てるところであり、結果がわかり次第また報告をしたいと思います。

(8)に教育行政視察の受け入れ、(9)にはニセコ高校及びニセコ中学校の周年記念事業につきまして記載をしております。周年事業の支援につきましては、協賛会等からの要請に基づき対応を検討してまいります。

続いて、14ページに移りまして大きな3、社会教育、社会体育の推進について、(1)、社会教育活動につきましては、①、社会教育委員会議、②、放課後子ども教室、③、成人学級、④、寿大学、それぞれ記載のとおりでございます。

15ページをお開きいただきまして、(2)の文化、図書活動として有島記念館の展示及び普及事業につきまして記載をしております。先日6月9日には有島武郎の命日をしのび、多数の来場者がある中、黙祷及び献花をささげた後、バイオリニストの能登谷安紀子さんほか3名による弦楽アンサンブルコンサートを催しました。このコンサートにつきましては、地元業者による地域還元プロジェクトとして開催したものであります。有島記念館につきましては、次の16ページに表にありますように昨年に続きまして入館者数が1万1,000人を突破いたしました。町議会並びに関係者の皆様のご理解とご支援のたまものであり、感謝している次第です。今後も引き続き地域の方々に親しまれる記念館運営を目指してまいります。

また、④、旧サフォーク牧場跡地有効活用に関する説明会の開催状況につきまして記載をしております。この会で出された意見、あるいはその後も寄せられたご意見等を踏まえながら、今後この有効活用について広くアイデアを募集していく予定になっております。

続いて、⑤、学習交流センターあそぶっくの平成29年度の利用状況を記載しております。前年度

に比べまして入館者数、図書貸し出し冊数、やや減ってはおりますが、高い利用数を継続しているところであります。

17ページをお開きいただきまして、次にあそぶつくの会の活動状況、17ページから18ページ中ほどまで記載をしております。

また、18ページ中ほどの文化協会の活動状況につきまして記載のとおりでございます。

その下段、社会体育、スポーツ活動につきまして、①にアスリート応援事業として本町出身のオリンピック選手、吉岡大輔選手が3月にルスツリゾートで開催されました第55回全日本スキー技術選手権大会に出場した際に、町民9名参加して応援をしております。この大会におきまして見事に吉岡選手は優勝し、日本一に輝いているところです。

続いて、19ページをお開きいただきまして、②としてニセコ町体育協会の活動状況について、平成29年度の表彰式を5月8日に開催しております。昨年度の最優秀スポーツ選手賞には、ニセコ中学校出身で昨年度のインターハイ柔道競技で5位に入賞を果たしました岡本怜士さん、優秀スポーツ選手賞には中体連全国大会に出場した遠藤三四郎さん、奨励スポーツ選手賞として個人7名、努力賞として団体1、個人17名がそれぞれ表彰を受けております。

以下、スポーツ推進委員会議、20ページに移りましてニセコマラソン実行委員会等各種会議及び行事を開催しております。内容については、記載のとおりでございます。

また、下段になりますが、スポーツ少年団の活躍について、5月に小樽市で開催された少年野球大会においてニセコ野球少年団が管内優勝を果たし、8月に行われる全道大会の出場権を獲得いたしました。また、今週末も全道、全国につながる大会を控えており、さらなる活躍が期待されるところでございます。

21ページをお開きいただきまして、⑨にスキーリフト券助成事業の最終的な利用状況について、続いて⑩に冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動について記載しております。2月の平昌オリンピックに続きまして、3月にはパラリンピックの視察ということで、職員2名を派遣し、障害の程度に応じた競技運営の確認等について視察をいたしました。それらの報告を兼ねた町民講座を4月の17日に開催、22名の参加がある中で、今後について意見交換等を行ったところでございます。また、22ページ、最後になりますが、5月16日には札幌市副市長が来訪し、招致に向けての情勢及び今後の協議、連携等について札幌市のほうから説明を受けたところでございます。札幌オリンピックにつきましては、開催年度等、方向性等、報道等もございしますが、現在のところはJOCと札幌市で協議中であると。本町としては、それらの情報を常に得ながら、札幌市との連携を図ってまいりたいと考えております。この詳細につきましては、議員協議会にて別途説明を申し上げたいと考えております。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 陳情第1号

○議長（高橋 守君） 日程第5、陳情第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書

提出を求める陳情の件は、会議規則第91条の規定に基づき産業建設常任委員会に付託します。
この際、議事の都合により午前11時25分まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎資料の訂正

○議長（高橋 守君） 教育長から休憩前に報告が終わりました教育長からの行政報告において説明資料の一部に誤りあり、訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） 先ほどの教育行政におきまして資料に誤りがありましたので、訂正をいたします。

資料の10ページを開いていただきまして、10ページの中ほどの⑧、休日保育の状況につきまして、利用者状況、延べ利用人数と実利用人数、今年度の方であります。数字が逆になっておりましたので、訂正をいたします。4月の延べ利用人数が3ではなくて6名、実利用人数が3名、5月が延べ4名、実が1名、合計で延べ利用人数が10名、実利用人数が4名ということになります。これが現在のところの4月、5月の休日保育の状況ということで、訂正しておわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

◎日程第6 報告第1号から日程第8 報告第3号

○議長（高橋 守君） 日程第6、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての件から日程第8、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、一日よろしく願いいたします。日程第6、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についてでございます。

この報告第1号から第3号まで、自治法の規定に基づきまして、町が資本金等の2分の1を出資している法人について経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。

なお、これから説明させていただく中で、金額につきましてはその内容に応じて円単位、1,000円単位、万単位と使い分けて説明させていただきますので、ご了承をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の4ページをごらんいただきたいと思います。報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、ニセコ町土地開発公社の平成29年度経営状況について

て、別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、5ページ以下、経営状況報告書となっております。6ページの1番目、平成29年度の事業報告でございます。(1)、事業概要といたしまして土地造成事業、平成29年度の販売実績はございません。(2)、事業費に関する事項ということで、一般管理費として9万700円の支出でございます。(3)、理事会の開催状況ですが、平成29年5月29日に開催されております。記載のとおり、事業報告等の報告、議案について審議されております。また、その他で新たな土地開発の可能性の検討を行っております。

2番目、平成29年度の財務諸表及び財産目録の承認について、次ページ以降でございます。

次のページ、損益計算書でございます。1番、事業収益、2番、事業原価、販売実績はございませんので、いずれもゼロでございます。3番、販売及び一般管理費については、役員の旅費、役務費として草刈り代、公租公課費、これらは例年どおりでして、事業利益は9万700円の損失計上となっております。4番、事業外収益はごらんとおりでございまして、合わせまして経常利益は8万3,300円の損失、当期純利益も同様でございます。

8ページ、貸借対照表でございます。資産の部、現金及び預金3,872万円、次に完成土地の原価分が139万円ということでございます。それから、出資金、長期定期預金合わせまして7,001万円ということで、資産の合計は約1億1,013万円ということでございます。続きまして、負債の部でございますが、流動負債、未払い金として3月31日現在で町の道民税の未払い金7万円。それから、資本の部では、基本財産、町からの出資金500万円、準備金としては前年度の繰越金が、ほぼ前年度と同様の水準でございますけれども、1億514万円あるということで、資本の計としても1億1,006万円と、これも前年とほぼ同額でございます。

次の9ページ、キャッシュフロー計算書、会計期間内の資金の増減の状況ですけれども、事業活動によるキャッシュフロー8万3,200円の減ということでございます。投資活動、財務活動はありませんので、一番下の6番、現金、現金同等物期末残高は、期首残高から減の3,872万円ということでございます。

10ページは財産目録、11、12ページには事業明細、その他明細でございますので、後ほどごらんいただきまして、13ページになります。13ページは、現在公社がっております資産、現金以外の資産での土地の明細書でございます。上の表の(1)の完成土地、上段が第1期分のさくら団地、下段は第2期分の宅地で、分譲後の調整地の記載でございます。

14ページから16ページにつきましては後ほどごらんいただきまして、17ページ、17ページは29年度決算を踏まえた監査の報告でございます。

また、18ページは役員の名簿でございます。

なお、土地開発公社につきましては、ご説明したように財務諸表は非常に良好でありまして、資産超過、非常に健全な財政状況でございます。昨年は、町内4カ所の宅地利用可能性について土地開発公社が調査し、宅地造成の検討をする旨を3月議会で報告させていただきました。今後は、さらに住宅不足の現状、将来の人口減少や現状の移住希望者への対応、また省エネや再エネに配慮した

住環境整備について町と土地開発公社等の連携をもとに検討準備を進めてまいります。

報告第1号については以上でございます。

続きまして、日程第7、報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。

議案の20ページをごらんください。報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの平成29年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

めくっていただきまして、21ページをごらんいただきたいと思います。経営状況報告書でございます。指定管理者として5期目となります今年度は、売り上げの向上と業務効率の向上を目標に掲げ、スタッフの働きやすい環境整備により雇用の確保を図り、売り上げ、サービスの向上に取り組んだ結果、10年ぶりとなる12万人を超える入館者数をお迎えすることができ、売り上げとともに前年対比増を達成することができました。また、今年度に導入いたしましたタッチパネル式券売機及び電子決済端末とPOSレジにより、特にフロント業務での外国人の対応や一元管理化が可能となり、スタッフ作業の効率向上だけではなく、接客サービス、施設清掃など業務全体での効率向上につながっております。設備管理については、源泉ポンプ及び動力装置交換を7月26日に行いましたが、その後源泉ポンプ異常により源泉供給が8月16日にできなくなり、以後対応策として自噴している源泉を補助ポンプにて供給し、源泉量を補うため加水をしての営業を現在も行っております。こうした対応策での運用を行っていることから、水道光熱費が大幅に増となりました。また、館内改修のため5日間を臨時休業し、館内カーペットの張りかえ工事、ろ材交換等の施設改修等を実施しております。

21ページの下の方になりますが、2の売り上げについてでございます。当期の入館者数は、11月、12月、2月の3カ月を除く9カ月にて前期を上回る結果となりました。特に5月から10月の入館者数は、毎月ほぼ1万人超となっております。これは、定休日の変更、定休日を第2、第4水曜日、そして8月から10月は無休の要因に加えまして、夏場のニセコへ来る観光客やニセコ近郊に移住した国内外の方の増加、また町内での施設建設等の工事関係者の利用がふえたことも大きな要因と思われまます。外国人の入り込みについては、これまで継続して行ってきましたヒラフ地区へのPRや口コミ、SNSなどによりまして対前年比151.6%、1,285人増の3,771人でした。これは、外国人の当館に関する知名度アップの結果と考えております。以上の結果、当期入館者数は12万1,393人、対前年比104.2%、4,931人の増、総売上高は6,260万6,000円、対前年比103%、183万3,000円の増となっております。

次に、22ページの中段、3番の経費についてでございます。当期の販売費及び一般管理費は、5,316万2,000円、対前年比107.7%、380万2,000円の増となりました。入浴消耗品、保守等委託料などの節減を行ってまいりましたが、先ほども申し上げましたが、8月からの源泉ポンプ異常の影響で特に水道光熱費は1,911万2,000円、対前年比126.6%、402万円の増となっております。

22ページの下段のほうでございます。4の営業外収益です。営業外収益につきましては、電気自動車急速充電器の維持管理による日本充電サービスの権利金と多言語化対応タッチパネル式券売機、クレジットIC端末機及びPOSレジの導入につき国庫補助金、ニセコ町補助金を受けており、総額656万円となっております。以上により、売上額から一般管理費を差し引いた営業損失は193万1,000円となり、補助金等の営業外収益を加え特別損失を差し引いた当期損益は、対前年比42万1,000円減の16万6,000円の黒字となっております。

次に、22ページ下段からの収益事業報告ですが、(1)の入館使用料、これは入館料、回数券、定期券の今期売り上げは、対前年比104.8%増の4,052万1,000円となりました。入館者内訳では、定期券の大人の分が前年比121.9%、1万8,797人と一番の伸び率でございました。23ページになります。(2)の扶助事業収入については、町が発行いたします減額認定証を持つ70歳以上の高齢者と障害者の入館扶助料でございまして、こちらは対前年比91%の487万7,000円となっております。3番目の貸し室売り上げについても対前年比82%の94万5,000円となっております。(5)番目の販売収入については、対前年比104.6%、65万円増の1,453万6,000円となりました。収入増の主な要因は、臨時列車運行停車時のJRニセコホームでの販売が当期復活したため増額となっております。

次に、23ページの下段から補助事業報告ですが、(1)の電気自動車急速充電器スタンド設置事業として、設置費と維持、電気代は日本充電サービスの権利金により交付されます。交付対象外となる消費税や固定資産税については、ニセコ町の補助金により充当してございます。(2)については、幅広い層への利便性と業務効率向上を図るために、多言語化対応タッチパネル式券売機と電子決済システムを導入いたしました。導入費用として、国庫補助金151万2,000円、ニセコ町補助金75万6,000円の総額226万8,000円を受けております。(3)番目のPOSレジシステムの事業は、オープン当初から前期まで使用していましたが現在の多種多様となる販売数に対応し切れなくなったため導入することとなりました。導入後は、全ての項目がPOSレジで行えることから業務効率化につながっております。導入費用として、国庫補助金40万円、ニセコ町補助金161万4,000円の総額201万4,000円を受けております。続きまして、25ページ、(4)の平成29年度綺羅乃湯特別対策事業補助金ですが、昨年の夏以降綺羅乃湯の源泉であります中央源泉の老朽化により源泉の湯量が減少しているため自噴源泉を補助ポンプで供給し、加水しながらの営業を現在も継続しております。こうした状況の中、さまざまな取り組みによりまして入館者並びに売り上げの増加を今期果たせておりますが、A重油を初め水道光熱費の負担増によりまして経費が膨らみ、経営圧迫が生じていることから、増嵩経費相当額につきまして綺羅乃湯特別対策事業補助金187万2,300円をニセコ町より補助金を受けております。

25ページ中ほどから28ページのイベント、キャンペーンの関係ですけれども、綺羅乃湯におけるイベント、キャンペーンの実施は集客増を狙うために大切な取り組みとなっております。綺羅乃湯1日当たりの平均入館者数が354名ですけれども、イベントを開催いたしますと1.5倍程度の入り込みが期待されることでありまして、今期におきましても6月の16周年記念フェアに始まり、さまざまなイベント、キャンペーンを実施したところでございます。

それでは、29ページまでお進みください。29ページの売り上げ実績表でございますけれども、こ

ちらは今お話ししたところを表にしておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

30ページ、貸借対照表でございます。流動資産2,118万円ということで、前年と比べて34万円増になっております。固定資産110万円、合計資産は2,229万円ということで、前年と比べて5万円減になっております。右側、負債ですけれども、流動負債623万円と前年から21万円の減、右側下の純資産の株主資本1,605万円と利益剰余金が505万円程度ということで、利益剰余金については前年よりも16万円程度ふえているということでございます。

続きまして、31ページ、損益計算書でございます。売り上げが6,260万円、仕入れの基本となります原価が1,137万円で、差し引き5,123万円が売り上げ総利益となっております。以下経費等を差し引きまして、当期は税引き後16万6,000円の黒字決算ということでございます。

32ページ、販売費及び一般管理費ですけれども、前年と比べて大きく増減のあったもののみ説明いたします。まず、一番上の役員報酬ですが、社長は前期途中で常勤となりましたが、今期は通年での支払いとなったための増額です。給料手当は、職員数の増と昇給によるものでございます。車両費や入浴消耗品は、前期に社用車やカーンなどを購入したため、当期は購入がないための減額となっております。それから、水道光熱費は、さきに説明があったように温泉水が不足し、加水したことにより水道、燃油の使用量が増加したものでございます。

続いて、33ページでございます。株主資本等変動計算書でございますけれども、資本金、特に変動はありませんので、利益剰余金は、今期の利益16万6,000円ありますので、期首で489万円から期末で505万円ということで、合わせて純資産1,605万円ということでございます。

35ページに監査報告書、決算をもとに承認いただいております。

最後に、36ページには3月31日現在の役員、従業員数と組織図を記載してございます。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第8、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。

議案38ページでございます。報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の平成29年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

39ページ、経営状況報告書でございます。まずは、経営概況ですけれども、売り上げ収入、販売管理費は前年度比増額しておりますが、売り上げ原価は前年比減額しております。最終的に税引き前当期収益額は、前年対比221.57%の278万3,000円となりました。今期のニセコ町への観光客入り込み数は167万人、対前年比101%と横ばいとなっております。また、道の駅ニセコビュープラザへの入り込み客数は62万5,000人、対前年比99.5%と微減となり、ニセコビュープラザにおける特産品の売上額は、それに連動いたしまして1億240万円、対前年99.5%となっております。今期においても収益事業の拡充を行うとともに、観光事業者や関係機関と連携し、地域課題を解決するため、観

光振興事業を通じて取り組んでまいりました。旅行需要の平準化を目指し実施しております募集型企画旅行ニセココレクションは、販売数を増加することができず苦戦をいたしました。その中の遊び放題体験クーポンについては、航空会社系列の旅行会社への販売が好調で、着地型旅行を展開するための基盤づくりが確実に進んだところでございます。さらに、ニセコの夏の魅力づくりを目指した星空の旅は、想定以上の申し込みがありまして、事業展開に手応えを感じたところでございますが、催行に当たっては天候に左右されるため、今後商品力を高める工夫や対応が必要と考えております。また、旅行部門では、インターネット予約が進むなど社会的な構造変革が進み、アウトバウンド事業の必要性が低減していることから、11月から取り扱い業務を縮小し、経営資源の集約を図っております。外国人観光客の入り込み数については、依然として増加傾向にあります。今期はシーズン初めから豊富な降雪に恵まれ、冬季における来訪期間が前後に伸びており、特に東アジア諸国の伸びが顕著でございます。また、依然として地域内における公共交通手段が乏しいため、鉄道利用者がふえる冬期間にはニセコ周遊バスを前期より1便増便して運行をしたこともありまして、1,754人、対前年比252%の利用がございました。今期も来訪者に対するサービスを充実させ、満足度向上に寄与していきたいと考えております。

各事業につきましては、40ページからごらんいただきたいというふうに思います。まず、JRニセコ駅観光案内所の充実につきましては、ニセコ駅舎内の観光案内所及び切符販売の担当者にも外国語の対応ができる職員を採用し、窓口における外国人対応と観光案内業務の充実に努めております。また、駅前広場に設置されている鳥瞰図が観光圏事業によりリニューアルされてございます。

次に、観光情報の発信といたしまして、来訪者に地域の魅力やイベントなどの情報を町外へ宣伝することを目的として、各種媒体を用いた観光情報発信及びマスコミ取材の協力活動を行っております。

40ページの中ほどになります。地域振興事業の実施につきましては、地域の魅力向上を図るため冬期間のニセコ周遊バスの運行、観光資源の魅力アップのため冬期間倉庫邑において海外からのお客様に日本の伝統と文化を伝えるニセコジャポニカを開催、小樽観光協会の協力を得てニセコ雪あかりの路も同時開催しております。さらに、ニセコ町中央地域振興会と連携したさまざまな事業やニセコエリアでの地域イベントの運営支援、協賛といたしましては、道の駅ニセコビュープラザでニセコ特産品を紹介するイベントなどを実施しております。

41ページまでお進みください。41ページ中段になります。特産品の紹介販売では、道の駅ニセコビュープラザの情報棟において町内事業者が生産する商品やニセコ町産の原材料を使った商品を中心に地域特産品を販売し、来訪者へのサービス提供を行ってきました。また、臨時特急「ニセコ」の車内においてニセコ特産品の紹介と販売や各研修会等においてお土産ブースの開設を行っております。

次に、湯めぐりパスの運営では、前期に全面リニューアルを行った湯めぐりパスですが、新たなカードを作成し、利用者のニーズに合わせた販売ができるように改善をいたしました。また、加盟店や販売店の新規加入を図りながら広告媒体に情報を掲載し、周知に取り組んでおります。

42ページの旅行事業では、道内旅行者をターゲットにした募集型企画旅行ニセココレクションは、

2シーズン目となりましたが、新規需要の掘り起こしが予定どおり進みませんでした。この商品の素材であります遊び放題体験クーポンについては、航空会社系列旅行社に対して卸販売を行い、全国で336人分の取り扱いがありました。また、同時にその素材を拡張させることで学習要素を取り入れ、中高生向けの研修プログラムを組み立て、学校の受け入れも開始しております。具体的なテーマとしては、環境モデル都市ニセコ、観光振興、地域振興、農業振興を用意しました。開催実績は、中学校2校、高校3校の計5校となりました。参加校からは、ニセコ町独自の取り組みを学ぶことができると高い評価をいただいております。そのためほとんどの学校からは、次年度の実施について相談をいただいているところでございます。また、星空の旅は、夏の宿泊需要を増加させるための新たな魅力づくりとして、事業実施に当たっては夜間1,000メートル台地までゴンドラ運行を行い、星空案内人による解説を聞きながら星空を楽しむもので、8回270名の申し込みがありました。天候不順により実施は5回126名となっております。

次に、放送事業においては、ラジオニセコでは「聞くだけじゃない出るラジオ」のキャッチフレーズのもと全町民の出演を目指しながら、地域内のことや生活に必要な情報を伝える番組のほか、ニセコ町との協定に基づきまして非常時や災害時における情報、昨年は北朝鮮のミサイル発射情報、また停電や暴風雪等の情報などを臨時放送しております。そのほかにラジオニセコ放送劇団の活動支援やラジオニセコフォーラムの開催などにより、ニセコのきずなを深めるコミュニティーづくりを行ってきました。売り上げとしては、地域内事業者等からのCMの獲得や各種イベントの司会業務による収入を初め、北海道内の各コミュニティFMとの連携により番組制作料、ラジオドラマ制作や放送料などによる広告収入が362万6,000円、対予算で118万1,000円の増、対前年151万1,000円となりまして、営業利益は82万4,000円となりました。しかしながら、運営体制については、スタッフの離職等があり、現状の維持にも支障が生じていることから、待遇改善等によりスタッフの定着を図っていく必要があります。業務の概要につきましては、記載のとおりでございます。

44ページは、会社の概要でございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

次に、45ページ、貸借対照表でございます。資産の部、流動資産4,263万円ということで、前年4,482万円でしたので、219万円の減額しております。内訳として、現金及び預金が増額となっておりますが、売掛金、未収入金については減額となっております。それから、固定資産1,194万円ということで、資産の合計5,458万円と前年より353万円ほど減額しております。右側、負債の部、流動負債1,454万円で、内訳として買掛金、未払い費用、前受け金が大幅に減少しております。純資産、株主資本4,004万円ということで、うち利益剰余金は2,004万円と前年に比べて197万円の増ということでございます。

46ページになります。損益計算書でございますけれども、1億7,451万円の売り上げがありまして、売り上げ原価を差し引いた総利益は5,136万円、それから販売費及び一般管理費の2,475万円を差し引き、利子、助成金等の営業外収益を加えて、営業損失と法人税を差し引くことで最終的には197万円の利益ということになってございます。

続きまして、47ページでございます。販売費及び一般管理費ですが、給与手当総額では増減が小幅ですが、事務局長の交代や職員の退職、採用がありまして、スタッフの入れかえがございました。

次に、通信費は、ラジオ放送のインターネット配信に係る提供元がかわったことにより月額料金が増額となり増加、広告宣伝費は求人広告執行による増、修繕料は保守点検費の費目を新設し、分割したため減少しております。消耗品費は、事務用パソコン4台の入れかえによる増、番組制作維持費はイベント経費の削減による減少、研修費はラジオの初任者研修を行ったことによる増加、保守点検費はこれまで修繕費に含まれていた電波機器や冷蔵庫の保守料などを分割したことによる増加となります。

48ページ、株主資本等変動計算書でございます。資本金額は変わりませんので、利益剰余金、前期が1,807万円で、当期純損益を差し引きました当期変動額合計197万円で、当期末残高は2,004万円となります。純資産はごらんのとおりでございます。

50ページから53ページは、参考資料といたしましてニセコリゾート観光協会の本務の事業分と放送事業分に分割した貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費となります。

54ページ、この決算に関する監査報告でございます。

最後のページ、55ページは、現在の役員名簿及び組織図でございますが、役員名簿は3月31日現在ですが、会社組織図は6月1日現在でございます。

報告第3号に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、午後1時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時07分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みとします。

これより報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今までは受託事業ですとか補助金の報告というのが記載があったと思うのですが、今回なくなって、ちょっとその辺が明瞭でなくなっているのですけれども、これはなくしてしまうつもりなのか、あるいは今後これはやっぱり残しておいてほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） こちらの事業報告書につきましては、観光協会のほうの取締役会等々で議論された資料をそのままかけさせていただいております。今議員ご指摘の補助関係の項目、確かにちょっと説明が足りないように思いますので、うちのほうとしてもきちっとそこを書き込むように要請をしまいたいというふうに思います。

ちなみに、補助のほうにつきましては、主にニセコ町役場のほうから出ておりますところでは、星空関係の……委託事業として出ている部分と、あとそれと機構のほうからバスの補助金が190万円ほど入ってきている部分、あと補助金は……済みません。ちょっとぐちゃぐちゃになったので、整理して、補助のリストについては観光協会のほうに要望するとともに、うちのほうで整理したのをお渡しいたします。済みません。

○議長（高橋 守君） 後で用意します。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第9 報告第4号から日程第11 報告第6号

○議長（高橋 守君） 日程第9、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての件から日程第11、報告第6号 平成29年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの件3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第9、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。

議案の56ページをお開きください。報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第42条の規定により、ニセコ町情報公開条例の平成29年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

57ページにお進みください。運用状況報告書でございます。1番の情報公開請求件数、処理件数、2件でございました。2番の請求内容ですが、1つ目に平成29年4月17日請求で、平成28年度に実施されたニセコ中学校及びニセコ高等学校教育用コンピューター機器備品の入札に関する資料を公

開しております。2つ目に、平成29年5月15日請求で、平成22年度に行われた学校関連、ニセコ小学校、近藤小学校、ニセコ中学校、ニセコ高校コンピューター機器の入札に関する資料を公開しております。3番の不服申し立てはございません。4番、審査会の開催状況ですけれども、情報公開審査会で審査する案件がなかったことから開催しておりません。

報告第4号については以上でございます。

続きまして、日程第10、報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてでございます。

議案58ページでございます。報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。

ニセコ町個人情報保護条例第53条の規定により、ニセコ町個人情報保護条例の平成29年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

59ページになります。報告書でございます。開示、訂正、是正の請求、それから不服申し立て、29年度はなしということで、近年これらの実績はない状況でございます。それから、5番目に目的外利用2件、外部提供ゼロ件ということで、内容はごらんとおりでございます。審査会の開催状況は、審査する案件がなかったことから開催してございません。

報告第5号については以上でございます。

続きまして、日程第11、報告第6号 平成29年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案の60ページでございます。報告第6号 平成29年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

61ページになります。こちらの報告につきましては、地方自治法に基づきまして、歳出予算の次年度への繰り越しについて議決を得ている繰越明許費について翌年度5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告するというものでございます。

事業名、金額等につきましては61ページに記載のとおりでございますが、事業の詳細については3月定例会において説明させていただいております。なお、繰り越した事業についてですが、一般会計の担い手確保・経営基盤強化事業、畑作構造転換事業については、国の補正予算により国庫補助金の内示に応じた事業でありまして、平成29年度中に支出が終わらない事業であることから繰り越したものとなります。翌年度繰越額は、合計3,779万8,000円、財源内訳として特定財源で全て道支出金であります。

報告第6号に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これより報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第6号 平成29年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第12 承認第1号から日程第17 承認第6号

○議長(高橋 守君) これより日程第12、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)の件から日程第17、承認第6号 専決処分した事件の承認について(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)の件まで6件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第12、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)でございます。

横長の厚目の冊子をご用意いたします。専決処分した事件の承認についてというほうでございます。承認第1号から第5号までは、平成29年度一般会計予算及び特別会計予算についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理し、収支見通しによる基金取り崩しの解消といった財源調整や、あるいは新たな基金の積み立てなどを行う最後の補正ということで、この補正後のものが平成29年度最終予算ということでございます。

最初に、今回専決処分しました平成29年度一般会計補正予算の全体像について説明をいたしますので、お配りしております補正予算資料ナンバーワンからナンバースリーまでございますが、ナンバーワンの4ページをお開きください。補正予算資料ナンバーワンでございます。この4ページでございます。失礼しました。4ページが2つあるようございますが、4ページの2番目、こちらの歳入、歳出と分かれた一般会計補正予算の枠組みというほう、4ページの次のページという形でござんいただきたいというふうに思います。まず、歳入についてですが、税の決算収入見込みや交付金、国、道支出金、町債などの額の確定に合わせ予算の増減を行っております。これによりまし

て特に本年度も町税が大きく増収になったことから相当額の一般財源が確保でき、財源として予定しました基金からの繰入金を約1億8,400万円減額してございます。

次に、歳出についてですが、歳入において一般財源が大きく増額となったことなどから、将来の財政需要に備え各種基金への積み立てを計上しております。具体的には将来の庁舎整備に備え1,000万円、国営農地再編整備事業の町負担額の平準化に向けた国営基金に1,000万円とその他新規寄附分となっております。このほか事業実績に基づきまして、公共事業や町補助金、他団体負担金などの減額を行っております。こちらは、歳入における国、道支出金、町債等とも連動した減額となります。また、特別会計5会計の決算見込みにより特別会計の繰出金も減額補正しております。これらの実績に基づく予算額の整理、財源の調整、さらには基金積み立てを行った結果、歳入歳出それぞれ9,570万6,000円の減額補正となっております。

それでは、議案の説明をいたします。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページは、平成30年3月31日付での専決処分書でございます。

5ページ、平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,570万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,402万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

議案の6ページから第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入が6ページから7ページ、歳出が8ページに載っております。

9ページから12ページを飛ばしていただきまして、14ページが歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入で、15ページの歳出をごらんください。今回の補正額合計9,570万6,000円減額の財源内訳ですが、国、道支出金で4,111万6,000円減額、地方債で2,830万円減額、その他特定財源で1億890万6,000円減額、一般財源では8,261万6,000円の増額という構成でございます。

それでは、歳出より説明をいたします。40ページをお開きください。歳出よりご説明いたしますが、入札による執行残や事業確定による執行残については説明を省略させていただき、それ以外の理由により増減のある項目について説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいというふうに思います。また、表一番右側の説明欄に記載のない予算科目については、表中央の欄、財源内訳の変更のみとなっております。歳入補正予算に伴う財源充当の変更のみとなりますので、こち

らについても詳しい説明を省略させていただきます。

それでは、40ページ、2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費と3目交通安全費では、財源調整となっております。

4目基金積立金では、こちらはまず別冊の補足資料、大きく補足資料と書いた資料でございます。こちらの一番後ろの6ページをお開きください。6ページに基金残高の推移と平成29年度増減という表がございます。この中で新規で寄附をお受けしたことから、2つの基金へ積み立てるものがございます。また、庁舎整備基金、国営基金については、個別事業への基金につき該当する別の予算科目にて補正計上しております。社会福祉事業基金積立金及びふるさとづくり基金積立金については、3月定例会以降3月末までの新たな寄附分をそれぞれの基金に積み立てるものがございます。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、40ページの中ほどになります。5目の文書広報費、11節需用費の印刷製本費では、広報紙のページ単価減により85万円の減額補正です。19節のコミュニティFM放送事業運営費補助では、当初見込みより人員減により151万2,000円の減額補正となっております。

40ページから41ページにかけまして、6目企画費、13節委託料のニセコ町応援企業交流連携支援業務委託料では、大手広告代理店でありますアサツーディ・ケイについて平成28年度には夏季、夏の間ニセコ町内をご視察いただき、懇談をさせていただきましたが、ニセコ全体を把握していただくためにも平成29年度は冬季の来町を想定していたところ、先方との日程及び参加者の調整が間に合わず、見送ったことにより50万円の減額補正となっております。

8目自治創生費、13節委託料の地域公共交通最適化検討業務委託料では、執行残での61万円の減額補正となっております。

続きまして、20目の庁舎等整備費の25節積立金では、今後の庁舎整備に向けた準備として庁舎建設基金積立金1,000万円の計上で、これによりまして庁舎整備に向けた基金残高は1億6,147万3,000円となります。

41ページのその他の目については、財源調整及び工事の執行残となっております。

42ページの2目賦課徴収費は、財源調整です。

43ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において13節委託料の健康診断委託料では、受診実績の確定に伴いまして252万5,000円の減額補正、19節の羊蹄山ろく発達支援センター事業負担金では、利用実績によります町村負担額の減額となっております。20節の扶助費については、いずれも扶助及び給付実績による減額となっております。28節繰出金では、平成29年度国保会計において出産一時金及び後志広域連合共通事務費、町単独の事務費が確定したことによりまして、特別会計の繰出金118万1,000円の減額でございます。

43ページから44ページにかけましては、2目の老人福祉費、13節委託料では、各委託料の執行残となっております。20節扶助費につきましても利用実績による減額。

44ページ中段、3目後期高齢者医療費の28節繰出金では、後期高齢者医療広域連合共通事務費経費分、町単独事務費分、保険基盤安定分の確定によります88万8,000円の減額でございます。

2項児童福祉費、1目児童措置費、20節扶助費の子ども医療費、児童手当は、支給実績による減

額でございます。

45ページ、2目の児童福祉施設費は、財源調整となっております。

46ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、財源調整となっております。

2目予防費では、各扶助実績による減額となります。

3目の環境衛生費の合併浄化槽設置整備事業補助において、こちらは当初申し込んでいました補助対象者が年度中の実施を取りやめたことによりまして補助対象事業量が減少したため、設置実績により執行残553万円の減額補正となっております。

4目火葬場費は、ニセコ斎場にかかわる各工事の執行残です。

47ページ、2項清掃費、2目塵芥処理費は、財源調整となっております。

48ページです。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費も財源調整となっております。

3目の農業振興費、13節委託料の農地利活用モデル基礎調査業務委託料では、集落支援員を活用して調査を行ったため、委託業務は発注しなかったことによりまして107万6,000円の減額補正となります。19節の青年就農給付金では、当初見込んでおりました後継者の経営移譲が来年度へ変更したことにより168万7,000円の減額補正となります。

5目の草地管理費は、財源調整です。

6目の農地費の13節委託料の換地計画等作成業務委託料では、工事費の面積及び業務の確定により当初の業務内容と数量に変更が生じ、減額の設計を行ったことにより65万2,000円の減額補正です。25節では、国営緊急農地再編整備事業基金積立金1,000万円の計上でございます。

11目土づくり対策費の修繕料では、堆肥センターにおける修繕実績により140万7,000円の減額補正となります。

49ページ、2項林業費、1目林業振興費は、未来につなぐ森づくり推進事業及び2目の町有林造成費を含めまして、実績による減額補正となっております。

50ページであります。7款商工費、1項商工費、2目観光費、13節委託料のDMO推進業務委託料は、人材派遣にかかわる業務ですが、派遣元でありますJTBが地方会社を統合する組織改編を行ったため派遣開始期間がおくれ、平成29年度予算は未執行となり、850万円の減額補正でございます。15節は、温泉井戸本体の損傷度合いが大きかったため、工事内容を変更したための減額補正となっております。

3目の消費行政推進費は、羊蹄地域消費相談体制運営負担金で、北海道の補助金が増額確定したため、町の負担金63万3,000円を減額補正してございます。

51ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は、財源調整となっております。

3目除雪対策費では、今期記録的な大雪により増額補正しておりましたが、補正予算取りまとめ以降の降雪量が逆に平年より少なくなったことによる町道等除雪委託料1,375万5,000円の減額となっております。

4目道路新設改良費は、町道羊蹄近藤連絡線歩道等整備工事にかかわる社会資本整備総合交付金の内示額の確定に伴いまして、当初予定していた事業内容を変更、縮小したため、1,267万5,000円

の減額でございます。

5目の橋梁維持費では、芙蓉橋の改修工事に係る社会資本整備総合交付金の内示額の確定に伴い、こちら当初予定していましたが事業内容を変更、縮小したため、13節委託料で213万4,000円、15節工事費で1,304万4,000円の減額となっております。

4項公園費、1目公園費は、財源調整となっております。

51ページから52ページにかけては、6項下水道費、1目下水道整備費においては、公共下水道事業の特別会計歳出の減額により繰入金196万2,000円を減額するものでございます。

7項につきましては、入札による執行残、7項の2目の住宅建設費は財源調整となっております。

3目の住環境整備費は、13節委託料の住生活基本計画策定業務委託料では、設計内容の見直しと入札執行残により261万3,000円の減額補正、19節の住宅改修等支援補助では実績がなかったことによる減額補正となっております。

53ページ、9款1項1目消防費は、財源調整となっております。

54ページ、10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費は、財源調整となっております。

2項小学校費のニセコ小学校電気室電気設備改修工事及び4項の高等学校費のニセコ高校屋内体育館耐震改修工事实施設業務委託料については、入札による執行残でございます。

3項の中学校費の要保護準要保護生徒の就学援助扶助費については実績による減額補正、4項高等学校費の3目教育振興費は財源調整となっております。

55ページになります。4目の寄宿舎管理費の管理業務委託料については実績による減額補正。

5項の幼児センター費、6項社会福祉費と7項保健体育費の一番下の3目給食センター費については、財源調整となっております。

55ページの下から2段目、1目保健体育総務費の普通旅費では、2026年冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致に向けました東京都内でのJOC、札幌市、北海道、競技会場自治体などにより招致推進協議会が開催されなかったことや関連する会議も当初の予定より開催回数が少なく、また札幌市で開催されたため実績により102万9,000円の減額補正となっております。

歳入に参りますので、16ページをお開きください。16ページ、歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分5,484万4,000円の増、それから2節の滞納繰り越し分150万円の増で計上しております。前年度に引き続きまして農業所得、給与所得、譲渡所得等が増加したことによる調定額の増や徴収率の増などによる増額となっております。

2目法人、1節現年課税分5,090万円の増で計上しております。前年同様観光関連事業者や新幹線観光開発事業建設関係事業者、不動産関連事業者の法人税割、均等割の増額により増額の補正となっております。

2項1目固定資産税、1節現年課税分の2,940万円の増、それから2節の滞納繰り越し分110万円の増で計上しております。こちらは、リフト、ゴンドラなどの償却資産の大幅増や大規模ホテルの特例減税終了と新築家屋の増などの増額の補正となっております。

3項1目軽自動車税、1節現年課税分100万円の増、増税の影響で税額の補正となっております。

4項1目町たばこ税、1節現年課税分130万円の増で計上しております。前年度収入額に比べて減

少はしておりますが、当初予算額に比して実績による増額となっております。

17ページになります。5項1目入湯税、1節現年課税分620万円の増で計上しております。入湯客実績の増によりまして、前年度収入額と比べて148万1,000円の増額となっており、当初予算額に比べまして大幅な増額となっております。

18ページの2項地方譲与税から24ページの9款地方特例交付金までにおいては、各項目の額の確定による補正でございます。

25ページまでお進みください。25ページ、10款地方交付税については、3,166万8,000円の増額補正で、特別交付税について今期の大雪に伴う経費の増のほか、地域おこし協力隊や集落支援員にかかわる対象経費の増などによるものでございます。

26ページの11款交通安全対策特別交付金については、額の確定による補正でございます。

27ページ、12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金において幼児センターの子育て支援センターの一時預かり保育の利用回数増により37万1,000円の増額でございます。

28ページの13款使用料及び手数料の1項使用料、3目農林水産業使用料の草地使用料では、使用実績の増加による歳入増により40万3,000円の増額となっております。

5目教育使用料の高等学校授業料では、入学者数の減少により27万8,000円の減額です。

2項手数料、2目民生手数料の在宅老人支援手数料では、実績による40万5,000円の減額です。

29ページになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者給付費及び児童手当負担金の給付実績による国庫負担金の減。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金の確定による減、地方創生推進交付金では入札執行等により交付金対象事業費が減額となったことによる28万4,000円の減額でございます。

2目の民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業費補助金では、補助対象事業量が減少したことによりまして64万4,000円の減額です。子ども・子育て支援交付金では、こども館の利用人数が増加したことにより、交付金が増額となったことによる14万5,000円の増額です。

4目の土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金については、補助金確定に伴う社会資本整備総合交付金を減額補正するものでございます。住宅費補助金につきましても、同じく117万4,000円の減となります。

5目の教育費国庫補助金のコミュニティ・スクール導入促進事業補助金では、講師招聘及び道外への研修を行わなかったことにより、補助対象経費が減額となったことによる28万円の減となっております。

30ページになります。3項委託金について、3目農林水産業費委託金では、国営土地改良事業委託金の事業費確定に伴います歳入委託金16万円の減額。

31ページになります。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金の1節では、保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金実績の確定に伴います道負担金の補正でございます。2節児童手当負担金と4節の負担金、あわせて給付実績による道費負担金の減となります。

2項の道補助金、1目総務費道補助金では、地域づくり総合交付金交付額の決定によります120万

円の減額補正、2目民生費道補助金及び3目の衛生費道補助金では交付決定の確定による減額補正となっております。

32ページの4目農林水産業費道補助金、1節においては、農業委員会等活動促進事業交付金は実績に伴う追加配分により補助額確定による92万3,000円の増額の補正でございます。2段目、経営所得安定対策推進事業補助金については、補助金対象経費が減少したことによります減額補正、青年就農給付金では対象者が1件受けなかったことによります168万7,000円の減額補正、その他については実績による増減となっております。2節の林業費補助金につきましても、事業実施による事業量減による補助金額の減となっております。

3項委託金、1目総務費委託金の2節の徴税費委託金では、個人町民税の増加に伴いまして道民税徴収取り扱い額も増加したことによりまして、当初予算に比べて83万8,000円の増額となっております。

2目の農林水産業費委託金の国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区換地業務委託金では、事業費確定に伴います歳入委託金28万7,000円の増額補正でございます。

33ページ、17款寄附金では、指定寄附金、ふるさとづくり寄附金、合わせて23万円の計上でございます。

34ページになります。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、決算見込みにより基金繰入金を全額する必要がなくなったことから、今期の除雪費の高騰分を除き8,266万5,000円の減額補正となっております。

4目の公共施設整備基金繰入金においては、税収等の増額により一般財源が確保できたことから8,740万円の減額補正、5目の地域福祉基金繰入金においても同様に1,490万円を取り崩さないこととしたことによる減額でございます。

35ページになります。19款1項1目繰越金では、前年度繰越金352万3,000円で、平成28年度から29年度へ実際に繰り越した1億6,892万2,000円に合わせた増額補正となっております。

36ページになります。20款諸収入、1項1目延滞金では、滞納者の収入実績増に伴いまして町税延滞金71万1,000円の増額となっております。

3項貸付金元利収入では、実績がなかったことによる減額補正。

4項受託事業収入の2目後志広域連合受託事業収入では、受診実績が少なかったことによる253万6,000円の減額補正でございます。

5項雑入の4節、5節、11節については、利用実績による減額でございます。37ページの一番上になります。14節備荒資金支消金では、財源調整により支消する必要がなくなったことにより2,280万円の減額補正となっております。23節の雑入では、事業実績額による増減となっております。

38ページになります。21款町債において入札執行残など事業費の減額及び補助金等の特定財源の確定によりまして、各事業債を借り入れ実績に合わせて減額補正するものでございます。

それでは、9ページにお戻りいただきまして、第2表、地方債補正でございます。今ほど起債の関係でニセコ町民センター駐車場整備事業以下12ページにかけての10件の事業については、おのの左側、変更前に記載の限度額を減額して、右側の欄、変更後の記載の限度額にするものでござい

ます。そのほか起債の利率等は変更はございません。また、3つの事業債について起債総額の調整により最終的に適性が認められなかったため、全額減額しております。なお、9ページの2段目にあります役場庁舎・防災センター整備事業債については、基本設計については認められませんでした。実施設計、工事費については起債対象となります。それから、地方債につきましては、56ページにも現在高に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

それでは、日程第13、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。

議案の57ページでございます。承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

59ページは、平成30年3月31日付での専決処分書でございます。

61ページになります。平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ773万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,566万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。62ページ、63ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

64ページ、65ページが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。65ページの歳出のほうをごらんください。歳出の合計、補正額773万4,000円減額の財源内訳については、国、道支出金で140万3,000円の減額、その他で556万9,000円の減額、一般財源で76万2,000円の減額ということでございます。

71ページの歳出をごらんください。71ページ、1款総務費、1目一般管理費、13節委託料では、国保税国民健康保険システム修正委託料102万4,000円の減額、こちらは後志広域連合で一括契約したことによる町負担分が不用となります。19節の北海道国民健康保険団体連合会負担金550万5,000円の減額補正につきましても、後志広域連合で月報システムについて一括契約したことによる町負担分が不用となっております。

2目の後志広域連合負担金は、財源調整となっております。

72ページの4款諸支出金については、保険税の還付金一般分の実績による減額補正でございます。

73ページの予備費についても減額補正でございます。

それでは、歳入の説明をいたしますので、66ページをごらんください。66ページ、1款1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分324万6,000円の

増から6節の介護納付費分滞納繰り越し分47万5,000円の増まで収入額確定により計上してございます。調定額は減少しておりますが、徴収率の向上による増額となっております。

2目の退職被保険者等国民健康保険税については、1節から3節において減額で計上しております。当初予算額に比べまして51万1,000円の実績減額となっております。

68ページになります。2款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、140万3,000円の減額補正。

69ページの4款繰入金の一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金、これは保険税の軽減分51万8,000円の増額、出産育児一時金の確定により繰入金の112万円の減額の計上です。財政安定化支援事業繰入金については、減額補正となっております。

2項の基金繰入金では、国民健康保険基金繰入金1,155万4,000円を減額をいたしまして、基金を取り崩し、国保会計に繰り入れすることを取りやめてございます。

70ページになります。6款諸収入については、1項1目一般被保険者延滞金で、実績により保険税延滞金（一般分）195万1,000円の増額計上です。

3項1目特別調整交付金では、449万8,000円の減額でございます。

承認第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）についてでございます。

75ページでございます。承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

77ページは、平成30年3月31日付での専決処分書でございます。

79ページになります。平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ123万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,187万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

めくっていただきまして、80ページから81ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただき、82ページからは補正予算事項別明細書の総括でございます。83ページに歳出がございます。今回の補正額の合計123万7,000円減額の内訳については、その他の財源で88万8,000円の減額、一般財源で34万9,000円の減額でございます。

歳出より説明をいたしますので、87ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金確定に伴います108万9,000円の減額となっております。

88ページになります。3項諸支出金、後期高齢者保険料還付金は、保険料還付金実績による減額補正となっております。

84ページ、歳入を説明いたします。84ページ、1款後期高齢者医療保険料において、1目並びに2目につきましては保険料等の減額となっております。

85ページ、2款繰入金において、1目事務費繰入金及び2目の保険基盤安定繰入金についても額の確定による減額となっております。

86ページの4款諸収入については、2項1目保険料還付金で実績による14万9,000円の減額計上でございます。

承認第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

89ページをお開きください。承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

91ページは、平成30年3月31日付での専決処分書でございます。

93ページになります。平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ434万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,684万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

94ページ、95ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

96ページを飛ばしていただきまして、98ページから補正予算事項別明細書の総括でございます。99ページの歳出のほうをごらんください。補正額の合計434万8,000円減額の財源内訳については、国、道支出金で28万8,000円の増額、地方債で490万円の減額、一般財源では26万4,000円の増額ということでございます。

それでは、103ページ、歳出をごらんください。2款管理費、1項1目維持管理費においては、11節の需用費から15節の工事請負費まで実績及び入札執行残による減額補正となっております。

104ページをお開きください。4款公債費では、町債償還の貸付利率が当初予算より低かったことによる執行残78万6,000円の減額となっております。

それでは、歳入の100ページをお開きください。100ページ、歳入の1款1項1目水道使用料につ

いて現年度分の実績による増額補正でございます。

101ページ、2款道支出金について、簡易水道事業道補助金で水道事業官民連携事業費の確定による28万8,000円の増額補正となっております。

102ページになります。6款町債の簡易水道事業債においては、機械設備更新事業は水道施設機械設備更新事業費の確定による減額補正です。移設整備事業、配水管の更新事業、布設事業については、実績による起債額の減額となっております。

それでは、96ページにお戻りいただきまして、第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で、左側、変更前に起債の限度額を490万円減額をして、右側の欄、変更後の起債の限度額にするものでございます。そのほか起債の利率等は変更ございません。それから、地方債については、105ページにも現在高に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、日程第16、承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

107ページをごらんください。専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

109ページは、平成30年3月31日付での専決処分書でございます。

111ページになります。平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ679万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,986万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

112ページ、13ページと第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただきまして、114ページ飛ばしていただきまして、116ページから補正予算事項別明細書の総括でございます。117ページに歳出がございます。今回の補正額合計679万9,000円の減額について、国、道支出金で243万7,000円の減額、地方債で240万円の減額、一般財源では196万2,000円の減額でございます。

121ページの歳出をごらんください。2款管理費、1項1目維持管理費、11節の需用費から19節では、執行残及び入札残による減額補正となっております。

123ページをお開きください。3款1項1目建設改良費において、工事請負費は下水道管理センタ

一電気設備更新工事の実績に伴う精査による減額及びマンホールポンプ所の警報装置更新工事の入札残による工事費477万4,000円の減額補正となっております。

124ページになります。4款公債費の町債償還利子については、町債償還の貸付利率が当初予定見込みより低かったことによる34万3,000円の減額でございます。

125ページの予備費は、執行残の減額でございます。

それでは、歳入、118ページをお開きください。118ページ、3款国庫支出金、1項国庫補助金の社会資本整備総合交付金では、下水道管理センター電気設備更新事業費の確定によりまして243万7,000円の減額補正でございます。

119ページの4款繰入金の一般会計繰入金については、国庫補助金や町債の確定及び歳出予算執行の実績などによりまして196万2,000円の減額補正でございます。

120ページは、6款町債の公共下水道事業債について、下水道管理センター電気設備更新工事の確定によりまして起債額240万円の減額補正でございます。

それでは、114ページにお戻りください。第2表、地方債補正でございます。今ほどご説明いたしました公共下水道整備事業債については、限度額が変更となっております。起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。それから、地方債につきましては、126ページに現在高に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第5号までの説明は以上でございますが、専決処分しました平成29年度補正予算にかかわる各会計総括表及び一般会計、各特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバーワンのほうに詳細を載せてございますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

それでは、日程第17、承認第6号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。

127ページになります。承認第6号でございます。承認第6号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

129ページは、平成30年5月14日付での専決処分書でございます。

131ページになります。平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ406万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億737万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年5月14日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。132ページ、133ページと第1表、歳入歳出予算補正でございます。

134ページから補正予算事項別明細書の総括でございます。135ページに歳出がございます。今回の補正額合計406万7,000円増額につきましては、全て一般財源でございます。

それでは、137ページの歳出をごらんください。137ページ、10款教育費、5項1目幼児センター費、18節備品購入費では、51万3,000円の計上でございます。こちらにつきましては、給食用食器等の消毒保管庫が故障して使用不能となりました。当該保管庫は、耐用年数も経過しており、修理に時間や費用も多くかかるおそれもあることから、給食衛生の維持のため早急なる対応が必要であるため、備品の購入について増額計上してございます。

続いて、138ページになります。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費ですが、土木施設単独災害復旧工事として355万4,000円を増額補正するものでございます。工事の箇所図として、別冊の補足資料、この大きく補足資料と書いた資料の2ページをごらんください。この2ページの左下に図示しております町道桂台開拓第1号線において大雪の影響で融雪水により河川の水量が増加し、町道を侵食し、車両等の通行に支障を来し、早急なる対応が必要のため必要経費について増額計上をしてございます。

それでは、歳入について、136ページをごらんいただきたいと思っております。136ページ、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算の収支均衡を図るための406万7,000円の計上でございます。

説明は以上でございますが、専決処分しました平成30年度の補正予算に係る各会計総括表及び一般会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバーツーをごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、午後2時50分まで休憩いたしたいと思っております。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時48分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略いたします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニセコ町公共下水道事業特

別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第6号 専決処分した事件の承認について(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分した事件の承認について(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

◎日程第18 議案第1号から日程第20 議案第3号

○議長(高橋 守君) 日程第18、議案第1号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についての件から日程第20、議案第3号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)までの3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第18、議案第1号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について説明をいたします。

議案の62ページをお開きください。議案第1号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行をむかわ町、佐呂間町、寿都町、置戸町、新得町及びニセコ町が蘭越町に委託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、63ページをお開きください。下段の提案理由でございますが、読み上げます。提案理由、戸籍に係る電子情報処理組織の更新に当たり、当該電子情報処理組織を共同利用するための事務を蘭越町に委託する規約について協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

それでは、新たな規約でございますので、先にその経緯等につきまして別冊の説明資料により説明させていただきます。第4回ニセコ町定例会説明資料と書いた資料でございます。この説明資料の1ページ、資料1をごらんください。1ページの資料1でございます。まず、戸籍電算システムとはとありますが、戸籍法においては戸籍事務を電子情報処理組織により行うことができるとされており、この電子情報処理組織がいわゆる戸籍電算システムであり、戸籍のデータを蓄積し、管理するサーバーと日々の業務で操作する端末機等、そしてそれらを通信する回路網で構成されています。

戸籍システムの共同利用とは、戸籍事務を行う複数の自治体がそれぞれの戸籍のデータを蓄積し、管理するサーバーを共同で利用して戸籍業務を行うものでございます。

共同利用のメリットですが、各自治体が単独で戸籍システムを運用する場合と比べ、2つのメリットがあります。1つ目に、調達コストが安価となります。特に今後の更新においては、サーバー自体を入れかえるのではなく機器の機能を更新する、いわゆるバージョンアップすることで大幅なコストダウンが可能となります。2つ目に、サーバーをデータセンター、札幌に置くことにより保守管理の迅速化が図られることとともに、サーバーについては停電時の対応が不要となるなど、機器の管理面での負担が軽減されます。

次に、共同利用受託町の役割、この受託町は蘭越町となります。共同利用に当たって、戸籍サーバーはデータセンターに設置するので、データセンターがサーバー側の作業、バックアップ等を実施するため、基本的には受託町である蘭越町と事務委託する町村、ニセコ町を含む6町村になりますが、その役割に大きな差はありません。受託町、蘭越町の役割は、設置される管理端末により日次の運用管理や副本データの自動送信の確認などの管理を行うこととなります。また、受託町であります蘭越町が代表して北海道知事に事務委託の届け出、これは構成団体と連名になりますが、行うこととなります。

ニセコ町でも加盟しております北海道自治体情報システム協議会の共同利用についてですが、協議会では20団体、1グループ10団体での運用可能なサーバーを2本立ち上げております。各自治体のサーバー機器5年の更新年度で追加加入となるので、現在第1グループは平成28年に記載の町村でグループを組んでおります。また、第2グループは、平成29年度、受託町が蘭越町で、むかわ町、佐呂間町、寿都町、平成30年度から置戸町、新得町、ニセコ町も平成30年度から加入という形になります。

それでは、議案の63ページに戻っていただきたいと思っております。規約の説明をいたします。戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約でございます。

第1条は、委託事務で、むかわ町、佐呂間町、寿都町、置戸町、新得町及びニセコ町、以下6町

は委託町となりますが、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を蘭越町、受託町となりますが、委託する規定でございます。

第2条は、委託事務の管理及び執行については、受託町である蘭越町の条例、規則その他の規程に定める規定でございます。

2項では、受託町、蘭越町の長は、受託する事務の管理及び執行について適用される受託町、蘭越町の条例等を制定し、改正し、または廃止しようとするときは、あらかじめ委託町、ニセコ町を含む委託町の長に通知しなければならない規定でございます。

第3条は、経費の負担等で、委託事務の管理及び執行に要する経費については、北海道自治体情報システム協議会の戸籍システム運用に係る負担金として負担する規定でございます。

第4条、連絡会議では、受託町、蘭越町及び委託町6町の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を行うため、協議会の運営する会議において定期的に連絡会議を開催する規定となっております。

第5条、補則では、この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会の運営する会議において協議して定める規定となっております。

附則といたしまして、この規約は、平成30年8月1日から施行いたします。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第2号 請負契約の締結について説明をいたします。

議案の64ページでございます。議案第2号 請負契約の締結について（ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事））。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、2億2,788万円。

4、契約の相手方、浦野・石塚経常建設共同企業体、代表者、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事の建築主体工事にかかわる契約に関するもので、5月15日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮して、倶知安町の事業者2社、小樽市の事業者1社、札幌市の事業者1社、ニセコ町の経常建設共同企業体事業者1社の計5社を指名をいたしました。6月6日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が2億3,700万円、最低額が2億1,100万円となりまして、ニセコ町の浦野・石塚経常建設共同企業体に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は99.26%でございます。工事の工期については、議決の後、平成31年2月8日までを予定しております。また、本工事のほかの関連工事といたしまして、電気設備工事及び機械設備工事を実施しております。これらについては、行政報告の別表に

内容を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町アンヌプリ森林公園）についてでございます。

議案の66ページをお開きください。議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町アンヌプリ森林公園）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字ニセコ476番地9ほか11筆、名称、ニセコ町アンヌプリ森林公園。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、小樽市色内1丁目8番6号、名称、北海道中央バス株式会社、代表者、取締役会長、平尾一彌。

3、指定する期間、平成30年7月1日から平成33年6月30日まで。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

この施設につきましては、平成18年7月から3年間の指定管理を最初として、今回5回目の指定となります。当該施設につきましては、現在に至るまで隣接するいこいの湯宿いろはを運営する北海道中央バス株式会社が指定管理者として運営しております。指定管理者としての主な業務内容は、公園敷地の一部2万7,200平方メートルの緑地や公園設備の維持管理及び有料施設のテニスコートの運営でございます。5月18日に指定管理者選定委員会を開催し、条例に定めるところに従いまして今回も指定管理者を公募するというので5月21日から31日の間募集を行ったところ、北海道中央バス1社が応募されております。この申し込みにより、6月4日、再度指定管理者選定委員会を開催、内容について審議をいたしました。結果、施設の管理運営を安定して行う人員、資産、そのほかの経営規模及び能力を有していると認められるほか、その他選定基準を満たしていることから、同社を指定管理者候補として選定する答申が町長に対しありましたので、今回議案を提案するものでございます。

なお、アンヌプリ森林公園全体は、設備の老朽化が進んでおりまして、利用状況や今後のあり方について考えていく時期となっておりますが、施設の適正な維持管理は引き続き必要なことから、従来と同様に指定管理者に行わせてまいります。また、今後の利活用については、地域の観光振興方針や開発動向等を踏まえながら、自然環境を生かした方策を検討してまいります。

アンヌプリ地区森林公園の区域図につきましては、大きく書いた補足資料の4ページに記載してございます。黒く塗られた部分、下の右側がいろはになりますが、黒く塗られた部分が今回の指定管理として行っていただく管理区域でございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 広域電算処理の組織事務の委託にかかわっては、メリットとして考えられているところのいわゆる調達コストが安くなるですとか、バージョンアップすることによりコストダウンが大きく可能だというふうに言われておりますけれども、では具体的に単独で行うことと共同で処理することによってどのくらいコスト的にメリットがあるかどうかという点についてご質問をいたします。

もう一方、もう一点ですが、メリットもあればデメリットもあるというふうに考えます。共同で行うことにより、戸籍にかかわる情報が漏えいするおそれもあるのではないかなというふうに考えます。その点についてどのような対処を考えられているかお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私からお答えいたしたいと思います。

戸籍のシステム共同利用につきましては、ニセコ町はこれまでに戸籍の電算システムは2回目の更新となりまして、前回の機器更新では1,450万円が機器更新等にかかった費用でございます。共同利用をいたしますと、そこは4,500万円で機器の更新ができるということでございます。ここでイニシャルコスト的には1,000万円程度の減額ができるということです。

（何事か声あり）

間違えました。450万円でございます。それで、1,000万円の減額を見込んでおります。それと、当然保守料とか使用料のランニングコストがかかるわけございまして、単独実施の場合は月額29万円、これでこれまで戸籍システムの保守料とソフトウェアの使用権許諾ということで月額支払っていたところでございますけれども、共同利用によりまして月額14万円、ソフトウェアの許諾についても14万円、ただ共同利用に係りますデータセンターの利用が月額16万円を必要とするところでございます。合計いたしまして44万円程度で、差額としては月額15万円、これらの経費がかかってきます。5年間でいきますと、単独の場合は3,190万円、町村会共同利用ですと3,090万円ということで、5年間で100万円程度の減額の見込みでございます。一番はデータセンターというか、サーバーの利用がまたさらに5年後ということを考えますと、10年間で単独の場合は6,380万円、町村会の共同利用でいきますと5,980万円ということで400万円程度の減額の見込みでございます。それで、これらがイニシャルコスト、ランニングコストの総計ということで、共同利用をしたいということでございます。

それと、デメリットもあるではないかということでございますが、いずれも専用回線でつながれていることございまして、受託町がニセコ町のデータを見るとかそういうことは一切できませんで、受託町は実際にそれらがうまく連携されているかどうかということデータセンターに見に行くことの作業が日々の作業になるかと思いますが、そういった部分で受託町については、北海道自治体情報システム協議会の負担金が委託町よりも月額2,000円少ない額で委託をするということで、これは電気料相当分ということで見込んで実施される状況になっております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） まず、データに関してなのですけれども、戸籍にかかわるデータというのをニセコ町とデータセンター、これ札幌と書いてあるのですけれども、札幌の2カ所に置いて、それを同期をするものなののでしょうか。とりあえずそれをお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） ニセコ町のデータの蓄積は、ニセコ町ではサーバーを持ちませんので、それはないというか、基本的にはクラウド方式、ニセコ町は端末があるだけで、あくまでもデータの蓄積はデータセンターのほうにあるということでございます。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） ニセコ町にデータを置かないということはわかったのですけれども、受託町である蘭越町では、この札幌にあるデータというのは見られないのですか。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 戸籍を証明したりする部分については、受託町も自分のところの部分しか見ることはできない状況です。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） そうすると、データは全て今クラウドとおっしゃいましたけれども、この説明資料を見ますとデータセンターは札幌と書いてあるのですけれども、これって札幌に特定されているものなのか。クラウドって多分隠れているという意味だと思うのですけれども、札幌にあるのか、例えば東京にあるのか、九州にあるのかとかという、そういうクラウドなのか、札幌と限定しているのかだけ最後をお願いします。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 北海道自治体情報システム協議会は、実際には富士ゼロックスというメーカーに受託をするということになるかと思うのですけれども、データセンター自体は札幌ということで聞いております。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についての採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 請負契約の締結について(ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事(建築主体工事))の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 請負契約の締結について(ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事(建築主体工事))の採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) このニセコ町アンヌプリ森林公園というのは、私は最近ちょっと行っていないのですけれども、非常にいい公園で、以前はよく散歩に出かけていたところなのですけれども、今回中央バスが5回目の指定管理者ということなのですけれども、先ほど説明で施設が老朽化しているということですが、その施設の整備に係る費用とかそういうのはどのくらい、どういうふうに想定しているのかお聞きしたいと思います。

それから、現在ここはテニスコートもあるのですけれども、テニスコートはどのように活用というか、利用されているのか、その辺のところもお聞きしたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○議長(高橋 守君) 前原課長。

○商工観光課長(前原功治君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、整備費ということでございますが、現時点で何か整備計画というものを持っているわけで

はございませんので、整備費という部分での押さえというのは現時点では持っておりません。

あと、テニスコートにつきましては、指定管理ということで、中央バスさんのほうで自分たちの施設の利用者等を含めて営業の中でも活用されたりして、一般のテニスコートとしてどなたでも利用できるという形で運用をさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） これまでこの公園を見ていましたら、もうちょっと整備したらいいのではないかなというところがところどころあったのですけれども、過去というのですか、今は整備費というのはわからないということなのですか、過去においてどのくらい整備費がかかってきたのか、その辺のところがあれば教えていただきたいなと思いますけれども。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） こちらの公園については、北海道のほうに整備をしていただいていたという経過がありまして、大変申しわけありません。これはもう数十年前、かなり前のものでございまして、今手元に数字等ございませんので、ちょっと数字に関しては今お答えできません。申しわけありません。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ということは、ニセコ町が直接委託している立場として、整備費とかというのは全くかかわっていなかったということでしょうか。そこを伺いたと思います。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） あくまでも北海道の事業として行っていたいておりますので、町のほうで何か整備をしたというふうには認識しておりません。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町アンヌプリ森林公園）の採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第4号から日程第25 議案第8号

○議長（高橋 守君） 日程第21、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件から日程第25、議案第8号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで5件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第21、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について説明をいたします。

議案の68ページをお開きください。議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、曾我辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、辺地にかかわります辺地対策事業債の概要について説明をさせていただきます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律に基づく辺地対策事業として公共施設の整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る公共施設の総合的な整備に関する財政上の計画、総合整備計画になりますが、都道府県知事と協議の上、当該町村議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっており、これにより計画登載事業について財政上の優遇措置、これは元利償還金の普通交付税、基準財政需要額80%の算入が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となるものでございます。現在ニセコ町では、5地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井が辺地地域となっており、そのうちニセコ、曾我、近藤、宮田の4地域で辺地総合計画を策定しております。

参考といたしまして、別冊補足資料の1ページに辺地図を掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。ニセコ町では、5地域が辺地地域となっております。このたび曾我辺地において対象事業を追加する運びとなったことから、辺地総合整備計画を変更いたします。実施事業は、曾我地区簡易水道管渠更新耐震化事業で、曾我辺地の総合整備計画の一部変更に当たり、平成30年5月21日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提出するものでございます。なお、その総合整備計画書案の詳細につきましては、69ページに記載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について説明をいたします。

議案の70ページをお開きください。議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、福井辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり策定する。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

71ページに総合整備計画書案として掲載しております。辺地に係る辺地対策事業債の概要につきましては、先ほどの議案第4号にて説明させていただいたので、省略いたしますが、現在ニセコ町で辺地地域として5地域のうちニセコ、曾我、近藤、宮田の4地域で辺地総合計画を策定しております。再度こちらの辺地図をごらんいただきたいと思いますと思いますが、このたび新たに福井辺地において対象事業を実施する運びとなったことから、今後5年間を見据えた辺地総合整備計画を策定するものでございます。対象事業は、町道ルベシベ通改良舗装事業と西富地区町民センター整備事業で、福井辺地の総合整備計画の策定に当たり、平成30年5月22日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提出するものでございます。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第23、議案第6号 町税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

議案の72ページでございます。議案第6号 町税条例等の一部を改正する条例。

町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

まずは、86ページをごらんください。下段の提案理由についてですが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

それでは、別冊の説明資料と新旧対照表により説明をさせていただきます。別冊の説明資料の2ページから資料2ということで町税条例等の一部を改正する条例の概要が記載されております。それと、もう一つ、新旧対照表が別冊でございます。資料2のほうをまずごらんください。改正の趣旨ですが、もう少し詳しく説明をいたします。個人町民税における基礎控除等の見直し、土地にかかわる固定資産税等の負担調整措置の延長、たばこ税の税率の引き上げ等の税制上の措置などについて地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行う必要があります。

改正概要につきましては、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振りかえ、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直しとこれに伴う所要の措置は、平成33年度分以後の個人町民税から適用します。また、たばこ税の税率の引き上げを平成30年10月1日から3段階で行うこと、加熱式たばこの課税方式を見直し、5年間で段階的に移行するなどにかかわる所要の改正となっております。

それでは、改正条例、個別条項の改正内容について説明をいたします。新旧対照表とあわせてごらんください。また、説明の後段には適用日及び施行日を記載してございます。まず、新旧対照表では1ページになります。第20条は、第48条及び第52条の法人町民税の改正に伴う規定の整備で、平成30年4月1日適用です。

第23条第1項は、法律改正にあわせての町民税の納税義務者の規定の整備で、平成32年4月1日施行です。

第23条第3項は、法律改正にあわせて人格のない社団等については、電子申告義務化にかかわる

規定を適用しないこととする規定の整備で、平成32年4月1日施行です。

対照表では1ページ下段から2ページの上段になりますが、第24条第1項及び第2項は、法律改正にあわせて個人町民税の障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う規定の整備で、平成33年1月1日施行です。

第24条第2項は、政令改正にあわせて個人町民税の控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備で、平成31年1月1日施行です。

2ページの中ほどになります。第31条は、法律改正にあわせて法人町民税の均等割の規定の整備で、平成30年4月1日適用です。

第34条の2は、法律改正にあわせて個人町民税の基礎控除額に所得要件を創設する改正で、平成33年1月1日施行です。

新旧対照表3ページになります。第34条の6は、法律改正にあわせて個人町民税の調整控除額に所得要件を創設する改正で、平成33年1月1日施行でございます。

説明書では3ページになります。新旧対照表は3ページの下になります。第36条の2は、法律改正にあわせて年金所得者の個人町民税にかかわる配偶者特別控除の申告要件を見直す改正で、平成31年1月1日施行です。

対照表4ページから6ページの上段までになりますが、第36条の2第2項から第9項は、省令改正にあわせて規定の整備で、平成30年4月1日の適用です。

対照表6ページの上段になります。第47条の3は、法律改正にあわせて年金所得の特別徴収義務者にかかわる規定の整備で、30年4月1日適用です。

第47条の5第1項及び第3項は、法律改正にあわせて年金所得の仮特別徴収額等にかかわる規定の整備で、30年4月1日適用です。

対照表7ページの中段になります。第48条の第1項は、法律改正にあわせて法人の町民税申告納付にかかわる規定の整備で、平成32年4月1日施行です。

第48条第2項及び第3項は、法律改正にあわせて租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定の整備で、平成30年4月1日の適用です。

対照表では8ページの上段から9ページにかけてですが、第48条第4項から第9項は、文言整理及び条文の規定整備で、平成30年4月1日適用です。

対照表9ページの下段から10ページ上段になります。第48条第10項から第12項は、法律改正にあわせて大法人、大きな法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定の整備で、平成32年4月1日施行となります。

10ページの中段から12ページにかけまして、第52条第1項から第6項は、法人の町民税にかかわる納期限の延長の場合の延滞金についての規定の整備で、平成30年4月1日適用です。

対照表12ページ中ほどになります。第53条の7は、省令改正にあわせてOCR、光学文字認識の処理用納付書を使用する町の特別徴収税額の納入様式にかかわる規定の整備で、平成30年4月1日適用です。

第54条の7は、省令改正にあわせて固定資産税の家屋の附帯設備についての規定の整備で、平成

30年4月1日適用です。

13ページ上段になりますが、第92条は、法律改正にあわせて製造たばこの区分を新たに創設する規定の整備で、平成30年10月1日施行です。

92条の2は、条例92条新設による条の繰り下げ改正で、平成30年10月1日施行です。

93条の2は、法規定の新設にあわせて製造たばことみなす場合の規定の新設で、平成30年10月1日施行です。

対照表14ページから16ページにかけて、第94条第1項から第10項は、法律改正にあわせてたばこ税の課税標準について平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するなどの規定の整備で、平成30年1月1日施行となります。

説明書では4ページになります。対照表では16ページの下段になりますが、第95条は、法律改正にあわせてたばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる規定の整備で、平成30年10月1日施行です。

第96条は、条例第92条新設による規定の整備で、こちらも平成30年10月1日の施行です。

対照表17ページになります。第98条は、条例第94条において定義を規定したことによる規定の整備で、30年10月1日施行です。

17ページ下段から18ページにかけて、附則第3条の2第1項及び第2項につきましては、第48条及び第52条の法人町民税の改正に伴う規定の整備で、平成30年4月1日適用です。

対照表18ページの中ほど、附則第4条は、第52条の法人町民税の改正に伴う規定の整備で、平成30年4月1日適用です。

19ページの中ほどになります。附則第5条は、法律改正にあわせて個人町民税の所得割非課税限度額の引き上げの改正で、平成33年1月1日の施行です。

次は、①とありますが、この①については後でご説明をいたします。①の附則第10条の2は、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する機械装置に関する固定資産税償却資産の割合規定の新設で、平成30年7月1日施行です。この下線を引きました本条文の内容につきましては、後段で詳しく説明させていただきます。

次に、対照表の20ページから22ページにかけて、附則第10条の3第3項から第11項は、政令の改正等にあわせて新築住宅等の固定資産税の減額適用申告の規定の改正で、平成30年4月1日適用です。

対照表では23ページになります。附則第10条の3第12項は、法規定の新設にあわせて改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の新設で、平成30年4月1日適用です。

23ページの下段から24ページにかけて、附則第11条及び第11条の2は、土地に対して課する固定資産税の特例を延長する規定の改正で、平成30年4月1日の適用です。

対照表24ページ下段から26ページになります。附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例を延長する規定の改正で、平成30年4月1日適用です。

26ページ中段、附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例を延長する規定の改正で、こちらも平成30年4月1日適用です。

27ページの附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例を延長する規定の改正で、平成30年10月1日適用です。

27ページの下段になります。附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について租税特別措置法の改正に伴う規定の整備で、こちらは平成31年1月1日の施行です。

次に、対照表29ページになります。第2条による改正ですが、第1条にて改正した条文の改正となります。第94条第3項は、法律改正にあわせてたばこの課税標準について段階的に移行する規定の整備で、平成31年10月1日施行です。

説明書では5ページに入っております。附則第10条の2は、地方税法附則改正に伴う規定の整備で、平成31年4月1日施行です。

次に、対照表では30ページになります。こちらは第3条による改正となります。第1条及び第2条にて改正した条文の改正となります。第94条第3項は、法律改正にあわせてたばこの課税標準について段階的に移行する規定の整備で、こちらは平成32年10月1日施行です。

第95条は、法律改正にあわせてたばこの税の税率を3段階で引き上げる規定の整備で、こちらも平成32年10月1日施行です。

次に、対照表では31ページになります。こちらは第4条による改正で、先ほどの第3条にて改正した条文の改正となります。第94条第3項は、法律改正にあわせてたばこの課税標準について段階的に移行する規定の整備で、こちらは平成33年10月1日施行です。

第95条は、法律改正にあわせてたばこの税の税率を3段階で引き上げる規定の整備で、平成33年10月1日施行です。

次に、対照表では32ページになります。こちらは第5条による改正でして、第1条及び第4条にて改正した条文の改正となります。第93条の2は、法律改正にあわせた規定の整備で、平成34年の10月1日施行です。

第94条の第3項は、法律改正にあわせてたばこの課税標準についての段階的に移行する規定の整備で、平成34年10月1日施行です。

33ページ、第94条第4項から第9項は、文言整理及び条文の規定整備で、平成34年10月1日の施行です。

次に、対照表では34ページになります。第6条による改正でございます。これは、平成27年ニセコ町条例第8号の附則の改正となります。附則第5条第2項では、法律改正にあわせた規定の整備及び3級品の課税期間の変更に伴う規定の整備で、平成30年10月1日施行です。3級品というのは、たばこの3級品ということでございます。

次に、附則第5条第4項は、法律改正にあわせた規定の整備で、平成30年10月1日施行です。

対照表35ページになります。附則第5条第13項は、3級品の課税期間変更に伴う規定の整備で、平成30年10月1日施行です。

35ページ下段から36ページにかけて、附則第5条第14項は、3級品の課税期間変更に伴う読みかえ規定の整備で、平成30年1月1日施行となります。

次に、37ページ、第7条による改正でございます。こちらは、平成29年ニセコ町条例第9号の附則の改正となります。附則第1条第2号は、条文規定の整備で、平成30年4月1日適用でございます。

それでは次に、先ほどの①の附則第10条の2について詳しく説明をいたします。①の附則第10条の2の生産性向上特別措置法に関する固定資産税償却資産の割合規定の新設についてニセコ町で定める地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を次のように定めます。

内容につきましては、生産性革命実現に向けた中小企業の一定の設備投資、償却資産の固定資産税の課税標準額に乗ずる割合を最初の3年間ゼロから2分の1の範囲で町が定めることとなっております。本町では中小企業の積極的な設備投資を促進し、町内経済の活性化を図る効果があると見込まれること、国からもものづくり補助金が優先的に採択されたり、通常の2分の1の補助率が3分の2に拡大するなど国から手厚い支援の対象となり、中小企業支援を拡充させることにつながることから特例割合をゼロといたします。

対象者等につきましては、3点記載しております。1つ目、生産性向上特別措置法施行後の本町の導入促進基本計画に適合する中小企業者等、2つ目に年率3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画の認定を受けた設備投資が対象、3つ目が生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備で、その下記の設備というのがその下に記載しております。下記の設備でございます。減価償却資産の種類として、括弧書きは前段が最低取得価格、後段は販売開始時期となりますが、アとして機械装置、160万円以上、10年以内、イとして測定工具及び検査工具、30万円以上、5年以内、ウとして器具備品、30万円以上、6年以内、エとして建物附属設備、償却資産として課税されるものに限りませんが、60万円以上、14年以内、オとして生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないこととしてございます。

なお、固定資産税の特例に関しまして町内事業者が特例措置を受けるための必要な対応として、生産性向上特別措置法に基づきます導入促進基本計画を町が策定をし、国の同意を得る必要があります。こちらにつきましては、現在パブリックコメントを行っておりまして、国の手続を含め遅くとも7月上旬までには同意が得られるよう進めているところでございます。

次に、今回の税改正ではありませんが、1点報告をいたします。米印でございます。特別徴収税額通知、特別徴収義務者へのマイナンバー記載の見直しについてですが、平成29年12月26日、総務省令第83号にて地方税法施行規則の一部が改正され、当分の間、市町村長は特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書を書面により交付を行うときは、様式に個人番号の欄は記載しないこととすると規定されました。この規定は、平成30年1月1日施行され、平成30年度以後の年度分の町道民税に適用することと規定されたため、5月10日発送の特別徴収義務者用通知書には個人番号を記載してございません。

続きまして、議案の……

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

◎会議時間の延長

○議長（高橋 守君） 議事の都合によりあらかじめ会議の時間を延長します。

◎日程第21 議案第4号から日程第25 議案第8号（続行）

○議長（高橋 守君） 説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） 続きまして、議案の86ページに戻っていただきまして、この条例改正に関しますニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の状況ですが、パブリックコメントを行いまして、ごらんとおりの意見はなかったということでございます。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第24、議案第7号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を説明をいたします。

議案の88ページをお開きください。議案第7号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

89ページをお開きください。下段の提案理由についてですが、読み上げます。国民健康保険税、普通徴収の期別の税額については、これまで第1期に極端に分割金額が集中する傾向にあり、100円単位にすることにより納税者が納付しやすいよう納付環境を整備するため、本条例を提出するものがございます。

それでは、条例の一部を改正する部分につきまして別冊の説明資料と、こちらも新旧対照表により説明をいたします。いずれも説明資料も新旧対照表も一番裏になります。説明資料では7ページの資料3、新旧対照表では38ページになります。説明資料の7ページでございます。改正内容について、ちょっと重なりますが、再度説明いたします。ニセコ町の国民健康保険税の普通徴収は、現在8期に分割して納付していただいておりますが、納期ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるとき、その端数金額は全て第1期の分割金額に合算していました。その結果、第1期の金額がそのほかの納期の金額と比べ極端に高い傾向にありました。そこで、100円未満の端数とすることにより納税者が納付しやすい環境が整備されるため、今回改正するものがございます。

例といたしまして、その資料3、7ページの下の表をごらんください。わかりやすい例として、年税額が2万4,400円の場合、改正前は1期が8,400円で、2期から8期までが2,000円となっておりますが、改正後は1期から8期まで2,800円というような形になります。

それでは、個別条項の改正内容ですが、新旧対照表は38ページになります。第12条の見出し、納期を納期等に改正いたします。

第12条第3項、納期ごとの分割金額の端数金額についての規定の追加となります。

済みません、また訂正をお願いいたします。資料3の例として年税額、そこに記載の2万4,400円とありますが、年税額2万2,400円で今回例として対比させていただいております。2万4,400円の場合というところを2万2,400円に訂正をお願いいたします。

それでは、議案の89ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1条、施行期日で

は、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

第2条、適用区分では、この条例による改正後のニセコ町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

この条例改正に関するニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の状況ですが、平成30年6月4日、ニセコ町国民健康保険審議会において了解済みでございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第25、議案第8号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第8号と書きました別冊横長の一般会計補正予算の議案をご用意ください。議案第8号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,021万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,758万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページから4ページに載せてございます。

5ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。6ページをごらんください。今回の補正額の合計3,021万3,000円の財源については、国、道支出金で485万1,000円、その他財源で207万9,000円、一般財源で2,328万3,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、3目交通安全費、11節需用費の修繕料では、街路灯3基の修繕料20万8,000円を計上しております。補修箇所として、別冊の補足資料の2ページでご確認ください。2基につきましては、町道1号線と道道蘭越ニセコ倶知安線の点滅信号からヒルトンニセコビレッジに向かう2カ所で、点滅器の故障により交換修繕等を行います。残りの1基は、道道三ノ原ニセコ線と町道近藤豊里連絡線の交差点で、支柱の根元が腐食していますが、灯具は異常がありませんので、撤去して近くの北電柱に取りつけるものでございます。

続きまして、6目企画費、19節の負担金では、本町が加盟しております全国積雪寒冷地帯振興協議会において今年度より分担金の徴収を再開することとしたことによる分担金2,000円の計上でございます。

13目職員厚生研修費、12節役務費の講師派遣手数料では、新たに役場職員向け接遇及びセクハラ問題等に関する研修を実施するため、16万9,000円の計上でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、19節の負担金では、北海道自治体情報シス

テム協議会負担金81万円、戸籍システムにつきましては機器の更新に伴い北海道情報システム協議会の共同利用に参加することとし、当初予算において備荒資金の借り入れによって全額予算措置をしていたところでございますが、本戸籍システム共同利用の初期設計にかかわる経費を全参加団体で割り返した経費及び付票住民票参照連携構築にかかわるウェブタウン側の連携改修費の81万円については、備荒資金の対象外経費となることが備荒資金組合で判断され、連絡がありましたので、今回その差額を一般財源で予算措置するもので、備荒資金の借り入れについてはこの経費分が減額となる見込みでございます。

11ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節の委託料では、医療給付システム改修委託料86万4,000円、当初予算にてシステム改修費を協議負担金として計上しておりましたが、平成30年度に示された北海道医療給付事業補助要綱において負担金からの支出は補助対象外となることが判明したため、支出科目を委託料へ変更補正するものでございます。19節の負担金では、新規に障害福祉サービス等の報酬改定によるシステム改修費30万3,000円を計上いたしました。13節へ移動した医療給付システム負担金と相殺され、北海道自治体情報システム協議会負担金56万1,000円の減額補正でございます。23節では、補助金等返還金2万7,000円の増額。

12ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費において19節では、合併処理浄化槽設置整備事業補助50万円、浄化槽の設置整備事業補助については、当初予算において15基で予定していましたが、当初見込みより多い17件の申請が見込まれまして、人槽の規模の変更もあることから補正するものでございます。なお、本事業については、基準額の3分の1が国庫補助となりますが、前年度に年度間調整によって35万3,000円が既に多く交付されておりますので、今回歳入の補正は計上してございません。国庫補助金については、今後変更申請において生産調整する予定としてございます。

7目環境対策費については、別冊の補足資料の5ページをごらんください。大きく補足資料と書いた資料の5ページになります。11節需用費の消耗品では、地球温暖化対策のための国民運動クールチョイスを踏まえた普及啓発事業について国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、補助率は10分の10の採択を受けたため必要経費を補正するもので、にこっとBUS装飾用マグネット12万4,000円の計上でございます。13節委託料については、地球温暖化対策活動推進普及啓発効果把握調査事業業務委託料428万9,000円で、こちらも11節と同じくクールチョイス事業の一環として実施する事業となります。事業趣旨は、本町の環境モデル都市の取り組みを草の根で浸透させるための各種啓発活動を国民運動でありますクールチョイスとあわせて実施するための委託事業です。主な内容は、町内で開催される各種イベントや公共施設へのパネル作成及び出展、それから観光協会や中央倉庫などが既に行っている各種事業のパンフレットやポスターに相乗りする形での啓発活動、CO₂削減の取り組みを草の根から啓発するため参加しやすさを考慮したセミナーとして、これまで好評をいただいておりますエコナイトカフェ、3回程度を予定しておりますが、その開催、最後にこれら啓発活動の効果測定で、これらを一括委託実施する予定としてございます。

続きまして、13ページになります。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、19節の負担金では、本町が加入しております羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会において独自事業であります

大型2種免許の取得支援を拡大することとなり、協議会負担金が増額となったため追加負担金10万8,000円の補正でございます。

14ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、6目農地費、19節の補助金では、明暗渠掘削特別対策事業補助40万円、当初の見込みに対しまして今期の大雪によりり面などの土砂が崩れ、用排水路に堆積したなどの理由により補助希望者が増加したことにより、補助金を増額するものでございます。

15ページ、7款商工費、1項商工費、2目観光費、11節需用費の修繕料では、ニセコ観光圏において整備し、ニセコ町が所有するデジタルサイネージ、ニセコアンヌプリ国際スキー場ゴンドラ駅舎に設置している分ですが、破損をしたため修繕費用94万円を補正するものでございます。12節の役務費の管理作業委託料では、アンヌプリ森林公園の指定管理区域を変更し、公園内の一部区域を町が直接管理することとしたため、草刈り作業にかかわる経費33万9,000円の計上でございます。こちらにつきましても先ほども指定管理者の部分で見いただきましたが、補足資料の4ページをごらんいただきたいというふうに思います。補足資料の4ページでございます。アンヌプリ地区森林公園区域図でございますが、下段の右側にいこいの湯宿いろは、その左側の塗り潰した部分が指定管理者が管理を行っている区域です。上段の点線の楕円で囲った区域と園路、道路です、園路が草刈りの範囲となります。それでは、15ページに戻っていただきまして、15節の工事請負費では、外灯照明交換工事92万7,000円でございます。こちらの工事箇所としては、別冊の補足資料のこちらは3ページをごらんいただきたいというふうに思います。補足資料の3ページの上段の左のほう、駅西側の駐車場の外灯2基でございますが、駅駐車場に設置しております外灯2基の電球が破損し、夜間の駐車場内が薄暗く支障を来しているため、修繕にかかわる費用を補正するものでございます。外灯照明交換工事92万7,000円でございます。

続きまして、16ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、18節の備品購入費では、コンピューター機器備品18万8,000円、5月1日の土木技術職員の新規採用に伴い、製図ソフトを新たに購入するための計上でございます。

3項河川費、1目河川維持費、14節では、作業機器借り上げ料49万7,000円、こちらは冬期間の大雪に伴う融雪水等によりまして河川等の水量が増加し、樹木の倒木や土砂の堆積がふえて、河川等の断面形状を阻害して今後の大雨時に近隣が冠水するおそれがあることから、土砂や倒木の撤去に係る経費を補正するものでございます。

4項公園費、1目公園費、15節工事請負費では、公園施設等修繕工事261万4,000円でございます。これは、農村公園ちびっこ広場の大型複合遊具が経年劣化により破損したため、修繕にかかわる経費を補正するものでございます。こちらも工事箇所図として別冊の補足資料3ページ、ちょうど3ページの中ほどにちびっこ広場の大型遊具、写真も掲載してございます。

続きまして、7項住宅費、1目住宅管理費、15節の工事請負費では、公営住宅修繕工事423万2,000円です。こちらも工事箇所図として別冊の補足資料の3ページに写真も掲載しておりますので、あわせてごらんください。今期の大雪によりコーポ有島及び中央団地のベランダフェンスが著しく破損していること、また経年劣化により綺羅団地のベランダが腐食し、入居者の生活に支障を来してい

るため、修繕費用を補正するものでございます。

続きまして、18ページになります。10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費において、先に9節の旅費では費用弁償1万8,000円、今年度より町において臨時職員の通勤に対し、所定の基準に基づき費用弁償を支払うこととしたため、今年度町で任用した特別支援講師について勤務地をニセコ中学校と近藤小学校としたため、当初予算では見込んでいなかった通勤にかかわる費用弁償を補正するものでございます。次に、7節賃金については、臨時教諭賃金4,000円、9節で説明いたしました特別支援講師の費用弁償について4、5月支給分を賃金より流用したことに伴う補正となっております。

3項中学校費、1目学校管理費において11節需用費の修繕料34万9,000円、ニセコ中学校2階の男子トイレにおいて給水管より漏水が発生したことによる修繕費用と漏水状況の確認の際に屋上からの雨漏りが確認され、屋上の排水溝付近の防水加工に破損があったことから、この防水復旧修繕費用とあわせて補正をするものでございます。

5項幼児センター費、1目幼児センター費、7節賃金では、臨時保育士等賃金161万5,000円の計上、現在3歳児のクラスは保育士1名体制で保育しておりますが、入園者が増加し、2つのクラスの園児数が20人と21人になり、国の保育士配置基準20対1の上限、または上限を超える状況となっているため、園児の安全性を考慮し、1クラス保育士2名体制にするため、臨時保育士の加配2名分を補正するものでございます。15節工事請負費では、幼児センター営繕工事101万4,000円、今年度当初予算で計上させていただいております幼児センター外壁工事について、1階部分のクラックからの浸入箇所を改修する予定でしたが、雪解け後、当該改修箇所上部の笠木の継ぎ目が劣化により雪解け水がさらに浸水しているため、施設の長寿命化を図る観点から笠木部分の改修工事について補正するものでございます。19ページ、19節の負担金では、広域保育所市町村負担金344万1,000円、ニセコ町在住の乳幼児2名が倶知安町と蘭越町の保育所にそれぞれ広域入所することに伴い、広域保育所市町村負担金を補正するものでございます。

7項保健体育費、3目給食センター費、18節備品購入費では、一般備品として近藤小学校において児童及び教員が増加したことに伴い食缶や食器等がふえ、給食車への積み込み用カート1台が新たに必要となりました。また、保温食缶1台が劣化により上ぶたにゆがみが生じたため、更新する必要があることから補正をするものでございます。

続きまして、20ページ、11款災害復旧費については、工事箇所としてこちらも別冊補足資料の2ページもあわせてごらんください。2項の公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費ですが、土木施設単独災害復旧事業費として426万6,000円を増額補正するものでございます。融雪災害により被災した道路2路線の復旧にかかわる経費で、富川7号線で136万1,000円、真狩川沿線災害復旧工事で290万5,000円の計上です。

4項1目その他公共施設災害復旧費ですが、災害復旧費として道の駅ニセコビュープラザに接している灯油タンクの目隠しルーバーが冬期間の大雪により損傷しており、危険な状況であるため、復旧に係る経費90万3,000円を補正するものです。

また、5項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費ですが、有島地区の親子の坂にお

いてのり面に亀裂が入り、崩れる危険性があることから、歩行者の安全を考慮し、災害復旧事業費として177万7,000円を増額補正するものでございます。

続いて、歳入について説明をいたします。7ページをごらんください。7ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金で、障害者地域生活支援事業費補助金15万1,000円、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービス報酬区分追加に伴いますシステム改修費が国庫補助金の対象となることによる増額補正となっております。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金では、歳出においても説明をいたしました地球温暖化対策のための国民運動クールチョイスを踏まえた普及啓発事業について国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、10分の10の補助ですが、その採択を受けたことによる470万円の計上です。なお、歳入歳出の差額28万7,000円については、当初予算で計上済みの既存事業に充当をいたします。

8ページになります。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算の収支均衡を図るため2,328万3,000円の計上となっております。

9ページは、20款諸収入、5項4目23節雑入において公営住宅、コーポ有島、中央団地及び道のニセコビュプラザにおいて雪害により発生した損壊箇所にかかわる修繕に伴う町有建物災害共済金207万9,000円の計上でございます。

説明は以上でございますが、本補正予算に係ります会計総括表及び一般会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバースリーをごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

議事の都合により、6月15日から6月19日までの5日間を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月19日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、6月20日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 新 井 正 治 (自 署)

署 名 議 員 猪 狩 一 郎 (自 署)